第３期　豊浦町

子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

豊　浦　町

目　次

第１章　計画の概要 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 3
３　計画の対象と期間 4
４　計画の策定体制 4

第２章　豊浦町の子ども・子育てに関する現状 5
１　人口の動向 5
２　子育て支援の状況 9
３　将来人口推計 13
４　ニーズ調査結果 14

第３章　第２期事業計画の評価等 22
１　教育・保育 22
２　地域子ども・子育て支援事業 24

第４章　量の見込みと確保方策等 31
１　教育・保育提供区域の設定 31
２　教育・保育の提供体制の確保 32
３　地域子ども・子育て支援事業の充実 37
４　専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 45

第５章　施策の展開 46
１　地域における子育ての支援 46
２　母親と乳幼児等の健康の確保と増進 49
３　配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実 50
４　子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備 51

第６章　子どもの貧困に関する取り組み 52
１　背景と位置づけ 52
２　アンケート調査の実施 53
３　支援者ヒアリング調査 76
４　取り組みの方向性 80
５　取り組みの内容 82

第７章　計画の推進体制……86
１ 計画の推進に向けた役割……86
２ 計画の推進に向けた３つの連携……87
３ 計画の達成状況の点検・評価……88

資料編……89
１ 豊浦町子ども・子育て支援会議設置要綱……89
２ 豊浦町子ども・子育て支援会議委員……91
３ 策定の経過……92
４ 用語解説……93

第１章　計画の概要

１ 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性就業率の向上に伴う共働き家庭の増加、都市部を中心とする待機児童の増加、児童虐待や子どもの貧困問題、ヤングケアラー等の問題が顕在化しています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

国においては、平成 24 年８月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定され、この関連３法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成 27 年度から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

豊浦町においても、「子ども・子育て関連３法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年３月に豊浦町子ども・子育て支援事業計画（以下、第１期計画）を策定し、令和２年３月には第２期豊浦町子ども・子育て支援事業計画を策定し、豊浦町の実情に応じた幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる施策を推進してきました。

その後、国においては、令和５年４月に、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

令和５年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的かつ一体的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

このような背景の中で、豊浦町では、第２期計画が令和６年度で計画期間が満了することから、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とする第３期豊浦町子ども・子育て支援事業計画を策定します。当該計画では、上記の「こども基本法」や「こども大綱」の考え方に基づき、豊浦町に住むすべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、子育てを取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

	法律・制度等	内　　容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱（第 2 次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・すべての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 5 年 (2023 年)	こども基本法成立 （令和5年4月1日施行）	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 （令和5年 12 月 22 日）	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の３大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和 17 年（2035 年）3 月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年6月5日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として位置付けます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第４条の規定に基づいて、町の状況に応じた子どもの貧困対策に関する施策を包括するものとします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」や、町の上位計画である「第 6 次豊浦町総合計画」及び「豊浦町地域福祉計画」、「豊浦町障がい福祉計画」など、町の各種関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

なお、本計画はこども大綱で掲げる基本方針を十分に勘案し、その内容を踏まえた計画とします。

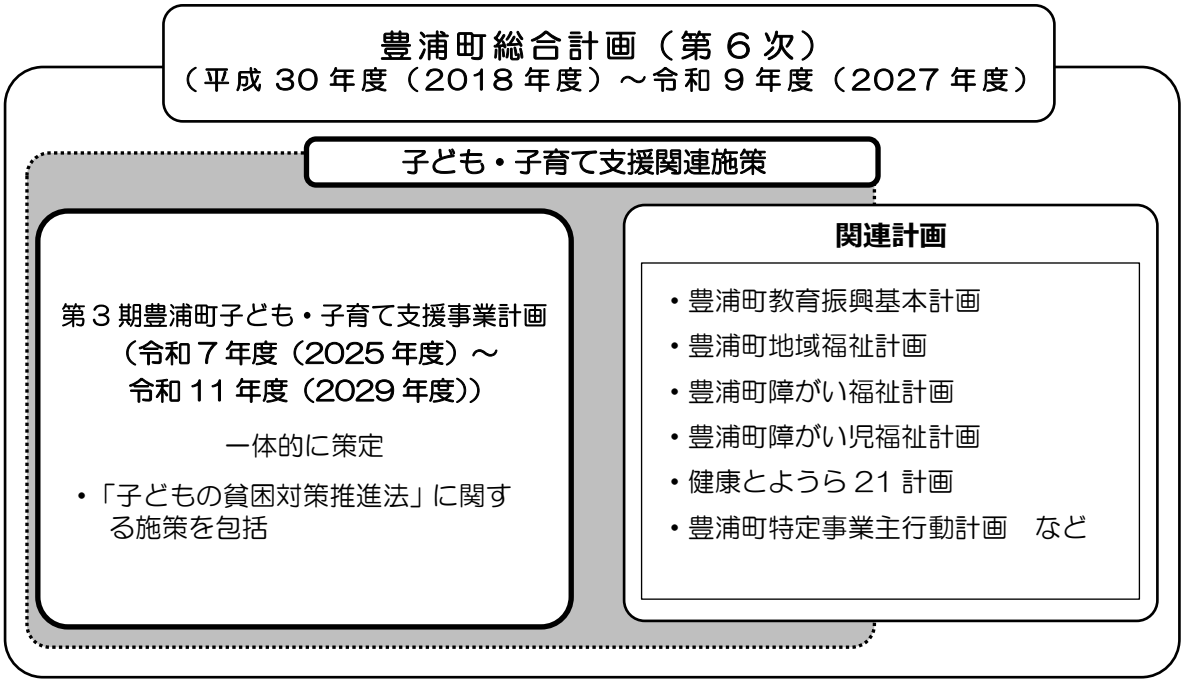

3 計画の対象と期間

（１）計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、おおむね１８歳までのこどもとその家庭を対象とします。

（２）計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

<table>
<tr><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">第２期　計画期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第３期　計画期間</td></tr>
</table>

4 計画の策定体制

（１）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、子ども・子育て支援ニーズ調査を実施し、教育・保育ニーズをはじめ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態や要望等を把握しました。

（２）豊浦町子ども・子育て支援会議の開催

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「豊浦町子ども・子育て支援会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

（３）パブリックコメントの実施（令和７年２月２０日～令和７年３月７日実施）

本町のホームページなどで計画案を町民の皆さまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

※町民からのご意見はありませんでした。

（４）国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章　豊浦町の子ども･子育てに関する現状

1 人口の動向

（1）人口の推移

当町の人口は、令和元年の 3,966 人から令和６年には 3,519 人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口いずれも減少傾向にあります。

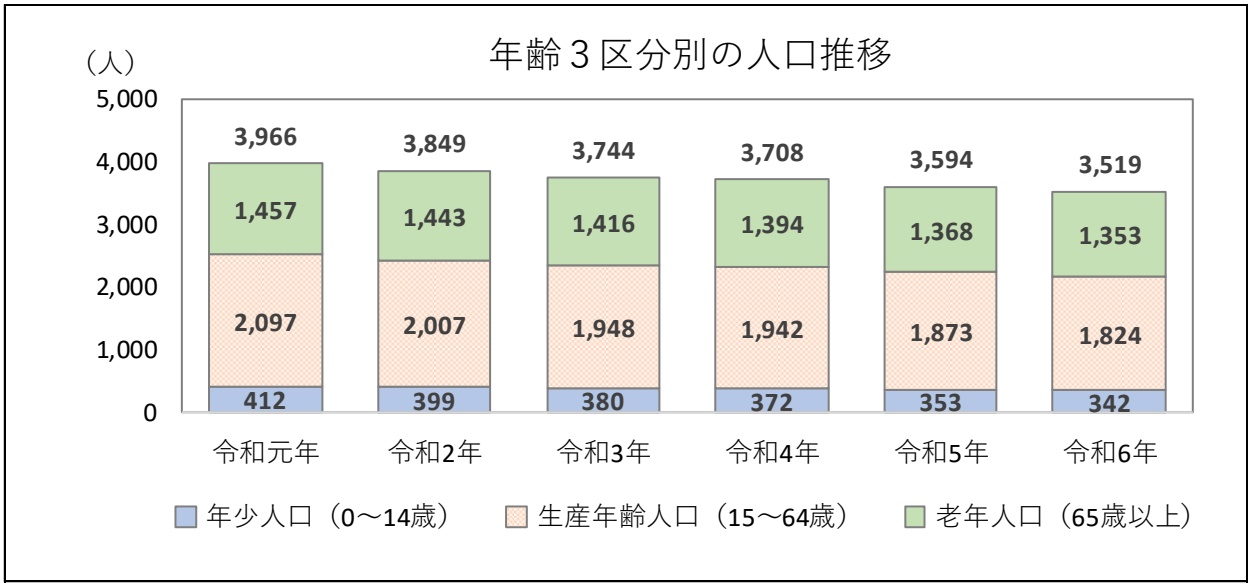

資料：各年４月１日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生いずれも減少傾向となっています。

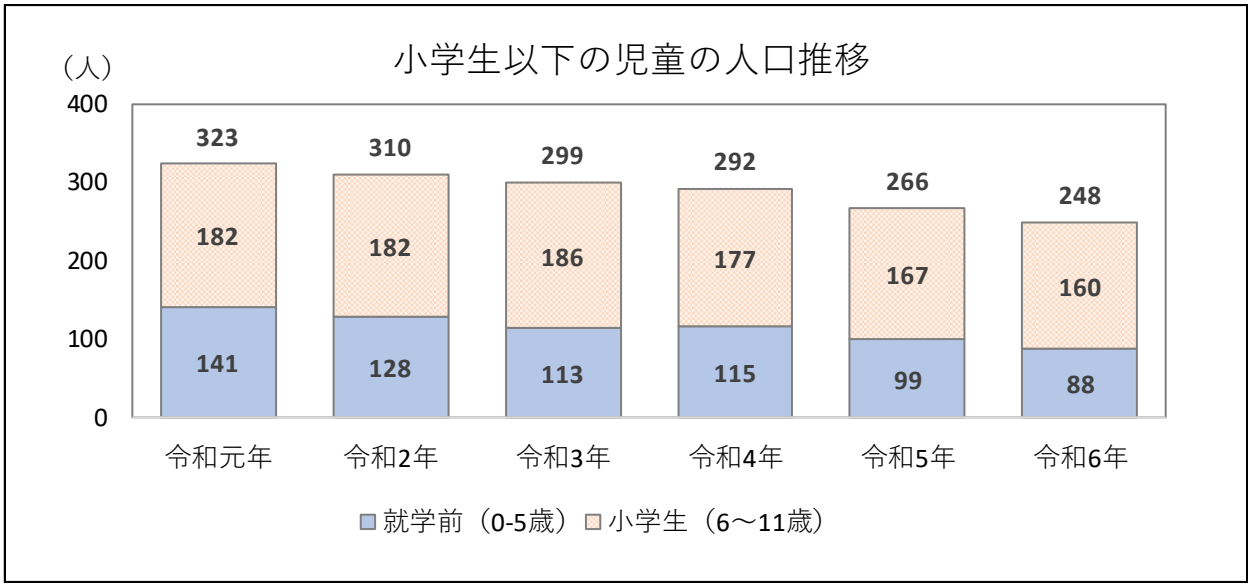

資料：各年４月１日現在

（２）世帯数及び１世帯当たり人員の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成 12 年から平成 27 年まで横ばいに推移し、令和２年に大きく減少していています。

また、１世帯当たりの人員は、平成 12 年の 2.63 人から令和２年は 2.18 人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。

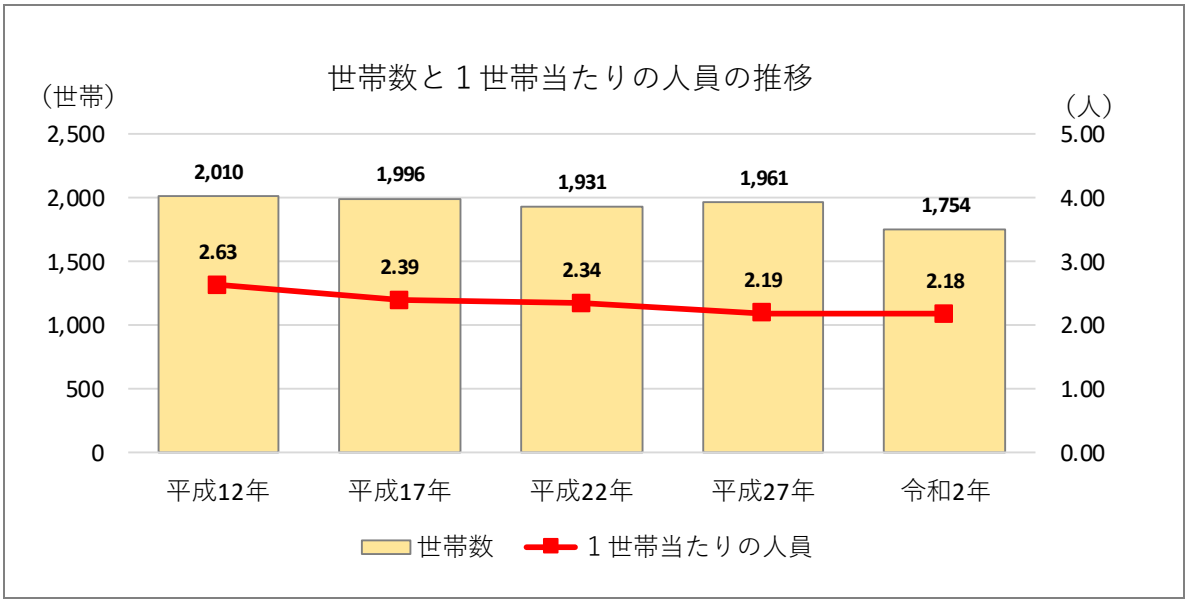

資料：国勢調査

（３）出生数の推移

出生数については、令和２年に減少していますが、その後は横ばいに推移しています。

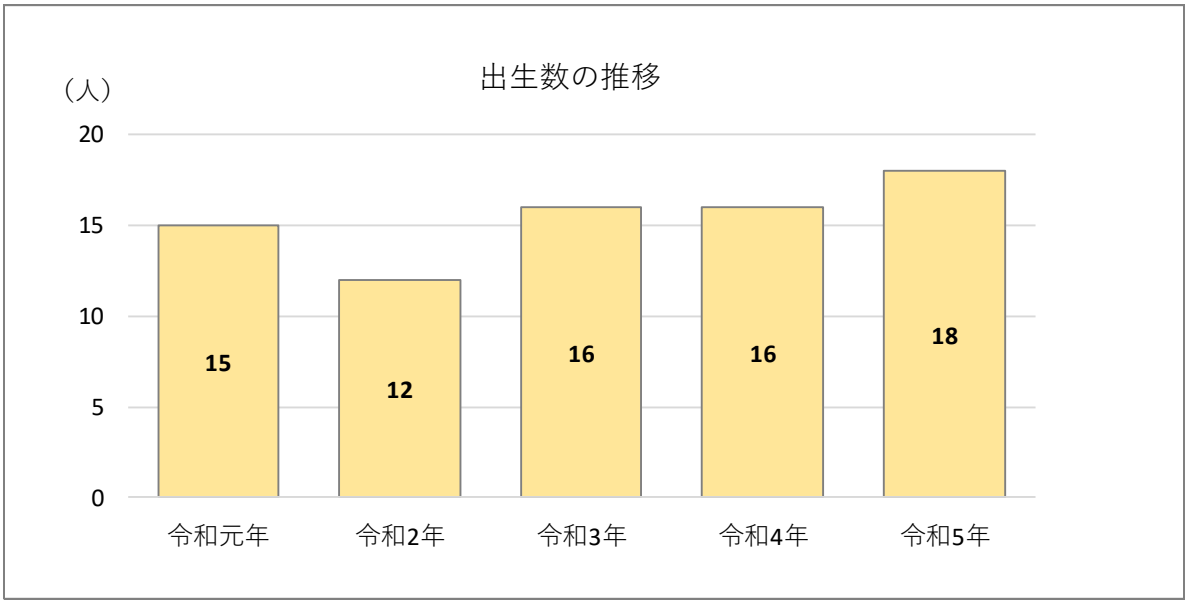

資料：各年度合計

（４）婚姻数と離婚数

婚姻については、令和３年度が 12 件と最も多く、令和５年度が５件と最も少なくなっています。

また、離婚については、令和２年度が９件と最も多く、令和３年度、令和４年度が各々２件と最も少なくなっています。

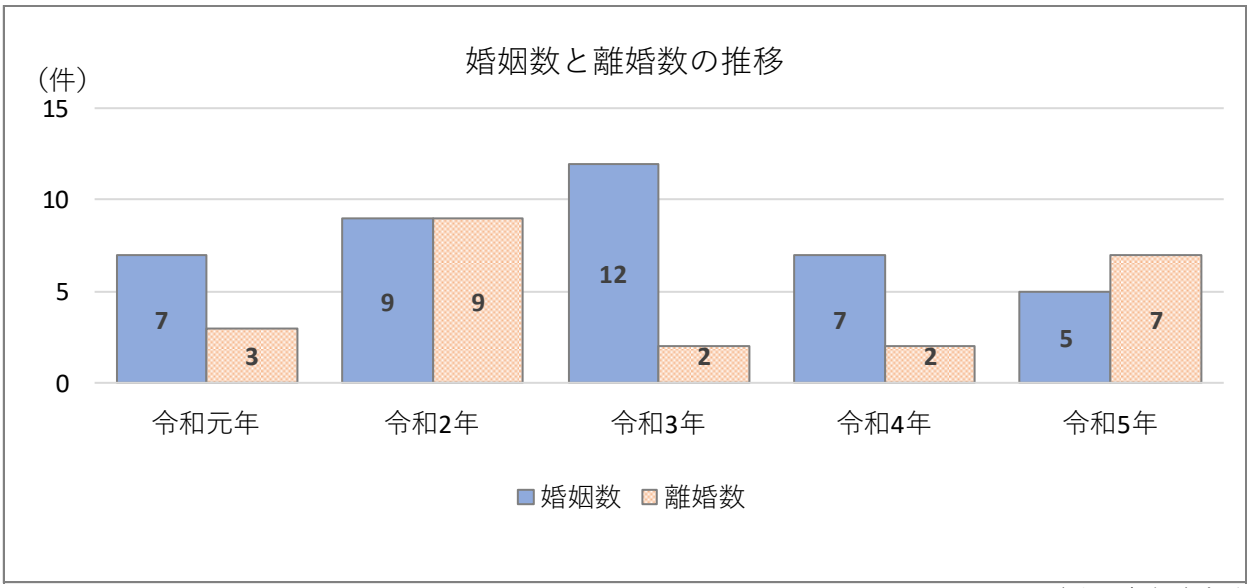

資料：各年度合計

（５）子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況については、「６歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18 歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

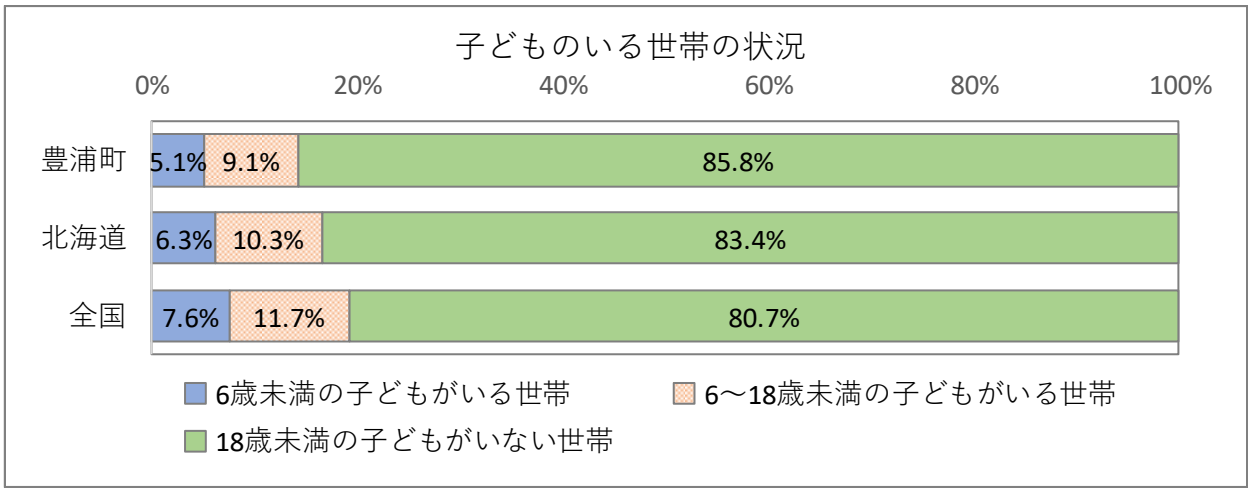

資料：令和２年国勢調査

（６）女性の就労の状況

女性の就労状況については、令和２年で北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

また、平成 27 年と比較すると、30～39 歳、45～49 歳、55 歳以上で就労率が高くなっています。

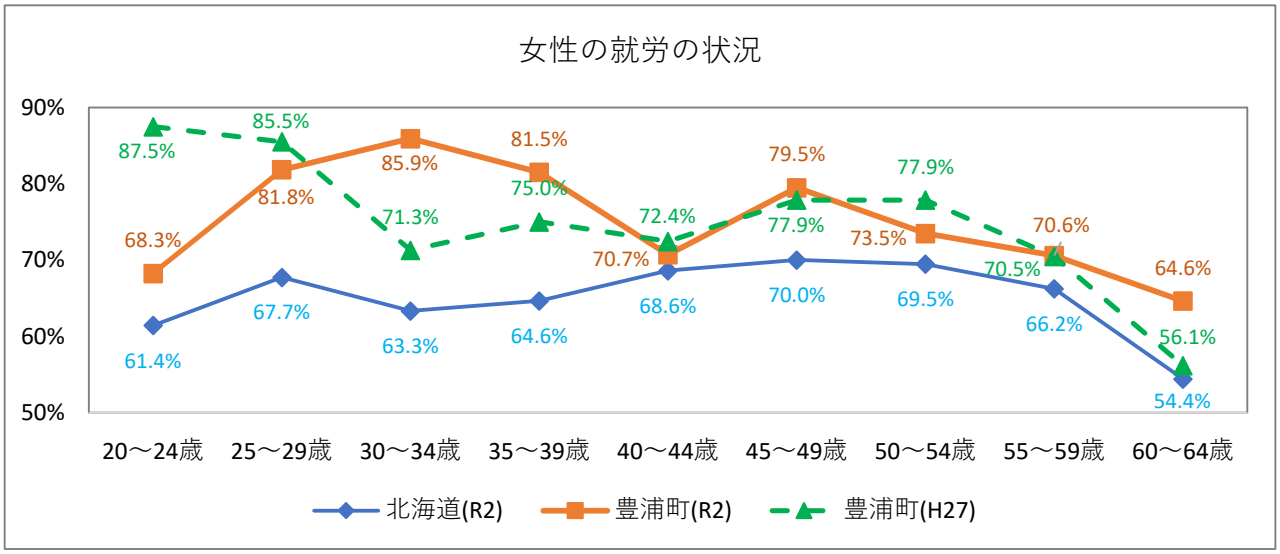

資料：令和２年国勢調査

2 子育て支援の状況

（１）保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和２年の 21 人から令和３年に 12 人と大きく減少し、令和６年には６人と減少傾向となっています。

令和３年以降、定員に対する利用者数をみると、定員を大きく下回っています。

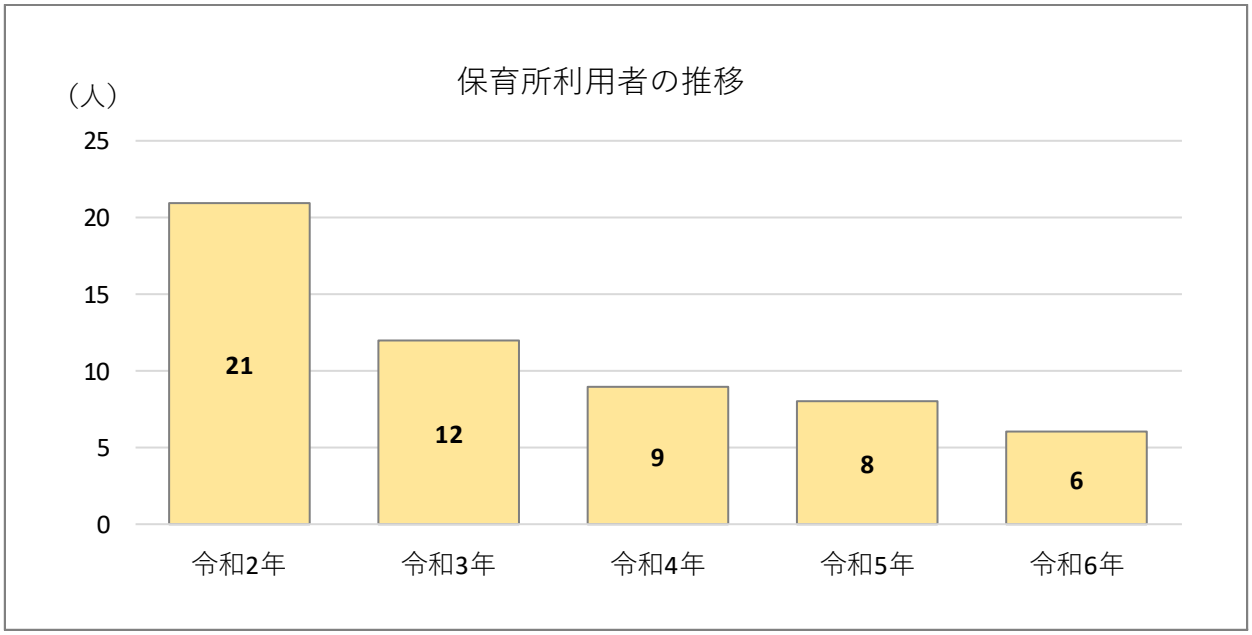

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和６年 定員数
大岸保育所	21	12	9	8	6	20

資料：各年５月１日現在

※令和６年から利用定員数を 30 人から 20 人に変更

（２）幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者は、町外のとうやこ幼稚園で、令和２年以降５人前後の利用がありましたが、令和６年には２人となっています。

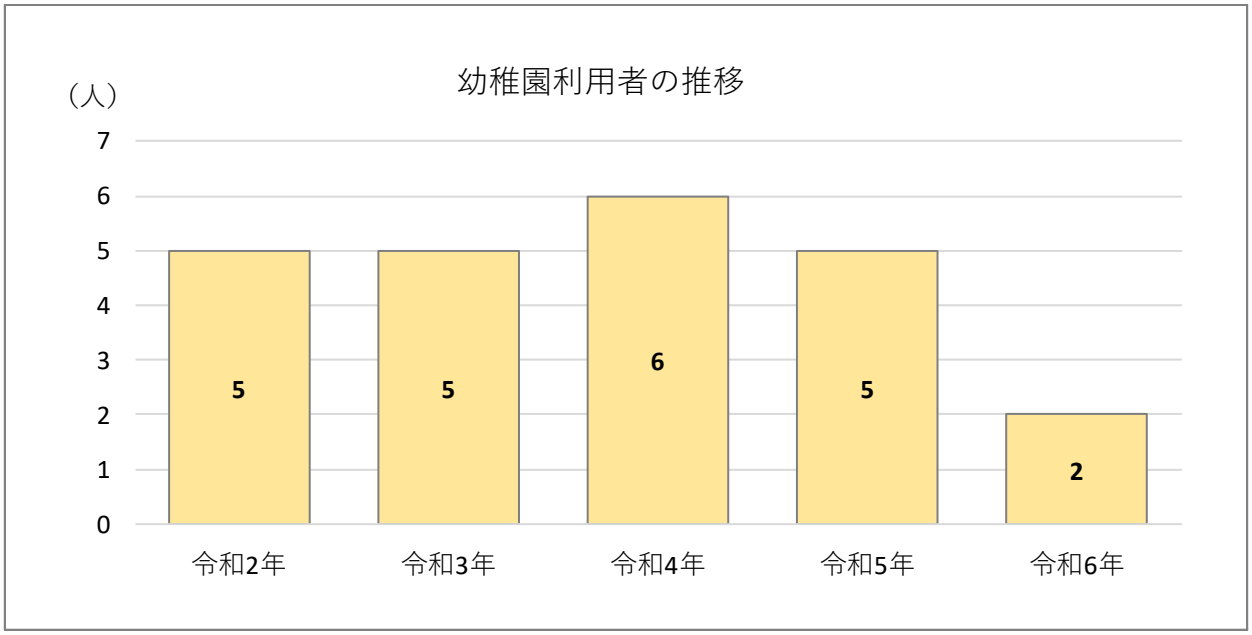

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和６年 定員数
とうやこ幼稚園	5	5	6	5	2	60

資料：各年５月１日現在

（３）認定こども園利用者数の状況

認定こども園利用者の合計は、令和２年の 52 人から令和６年の 49 人と 50 名前後で推移しています。

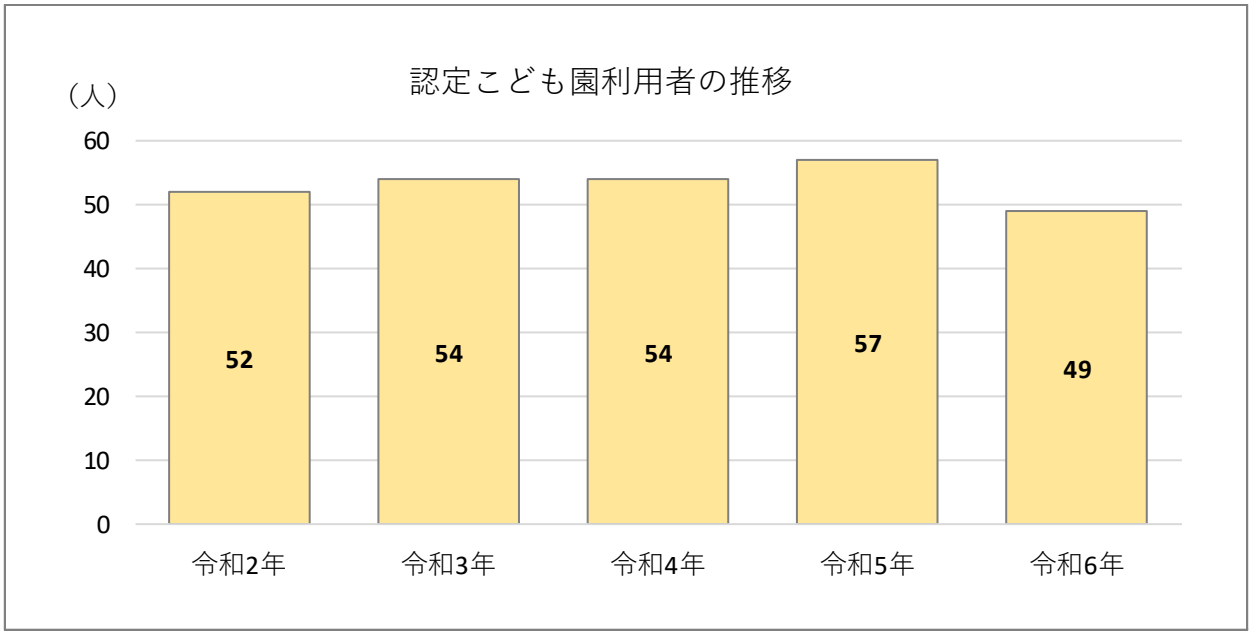

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和６年 定員数
認定こども園青空	50	50	50	56	48	50
認定こども園青空 ※１号	2	4	4	1	1	15
合　計	52	54	54	57	49	65

資料：各年５月１日現在

※令和２年から利用定員数を 75 人から 65 人に変更

（４）放課後子ども教室の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和２年の 43 人から令和３年には 36 人と減少していますが、その後は 35 人前後で推移しています。

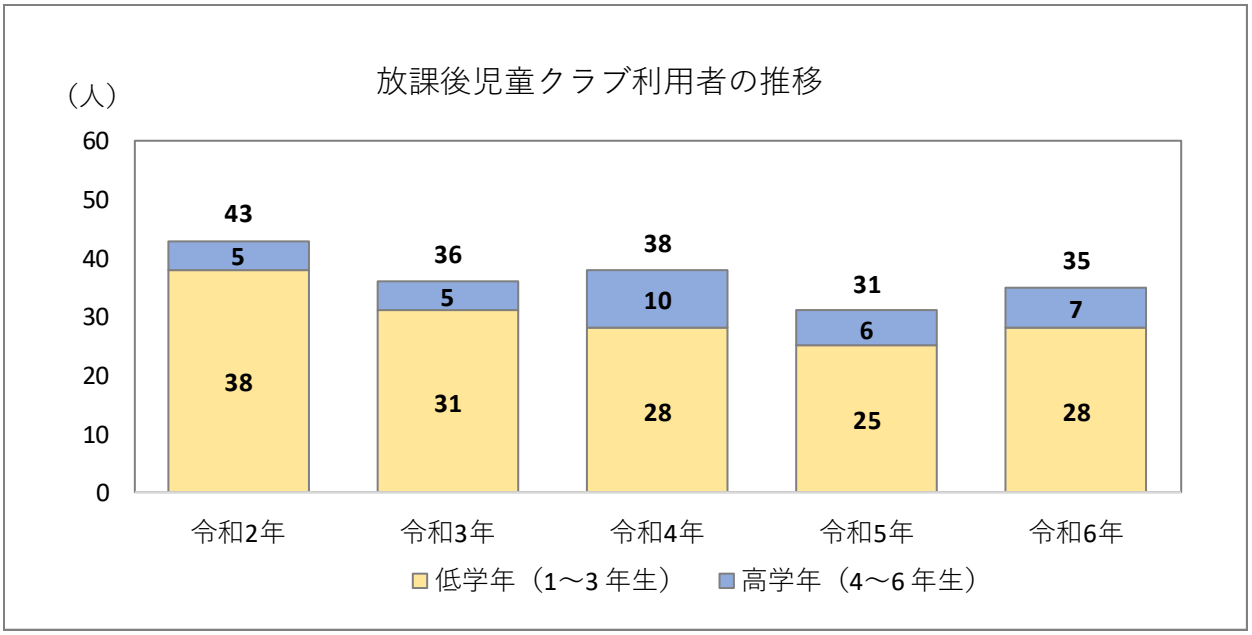

低学年（１～３年生）

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
青空キッズクラブ	38	31	28	25	28

資料：各年５月１日現在

高学年（４～６年生）

施設名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
青空キッズクラブ	5	5	10	6	7

資料：各年５月１日現在

3 将来人口推計

以下に、令和７年から令和 11 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向で推移しており、計画最終年の令和 11 年には総人口が 3,214 人、年少人口が 251 人と見込まれています。

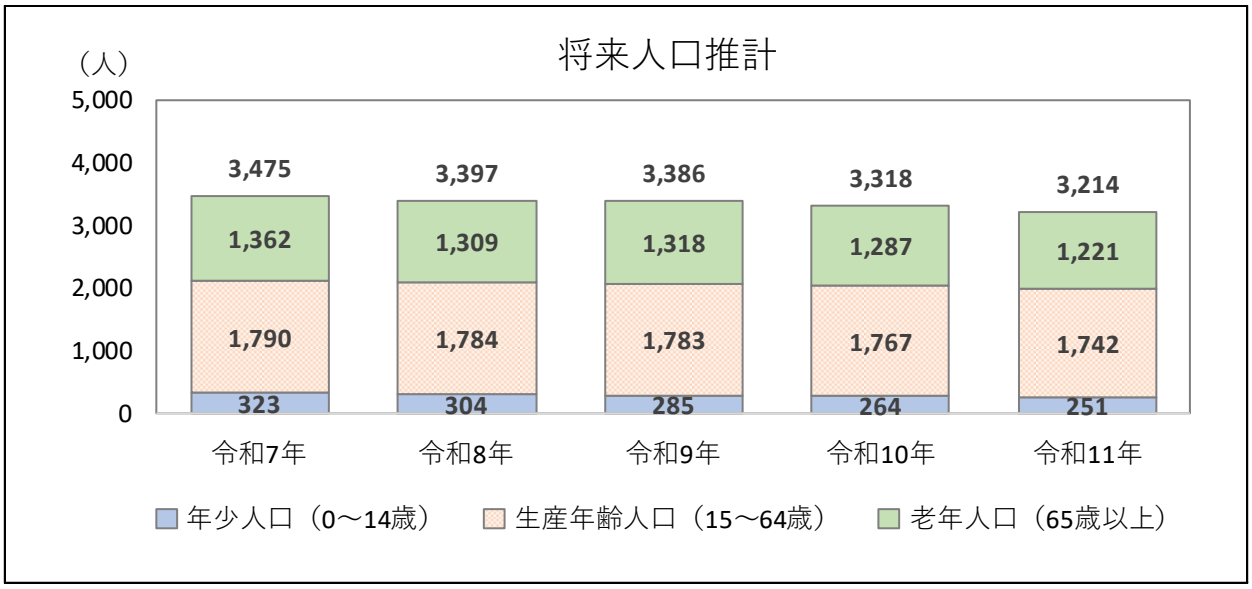

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
年少人口（0～14 歳人口）		323	304	285	264	251
	未就学児（0～5 歳）	79	74	70	67	65
	小学生（6～11 歳）	147	139	119	116	105
	中学生（12～14 歳）	97	91	96	81	81
生産年齢人口（15～64 歳）		1,790	1,784	1,783	1,767	1,742
老年人口（65 歳以上）		1,362	1,309	1,318	1,287	1,221
総人口		3,475	3,397	3,386	3,318	3,214

※コーホート法による推計

※本推計は令和２年～令和６年の人口実績を基にコーホート法による推計を行っています。
コーホート法とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法。

4 ニーズ調査結果

（１）調査の目的

本調査は、「第３期豊浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

（２）調査対象

就学前児童調査	豊浦町在住の就学前児童の保護者
小学生児童調査	豊浦町在住の小学生児童の保護者

（３）調査方法

就学前児童調査	郵送による配布、回収
小学生児童調査	郵送による配布、回収

（４）調査期間

令和６年６月３日（月）～17 日（月）

（５）回収状況

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	38	12	31.6%
小学生児童調査	126	47	37.3%

（６）集計にあたっての注意点

●端数処理の関係上、構成比（%）の計が 100%とならないことがあります。
●図表の構成比（%）は小数第２位以下を四捨五入したものです。
●複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると 100%を超える場合があります。
●図中の″n=″は、各設問の対象者数を表しています。

（7）調査結果

①子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 33.3%（12 人中 4 人）、小学生児童で 19.1%（47 人中 9 人）となっています。

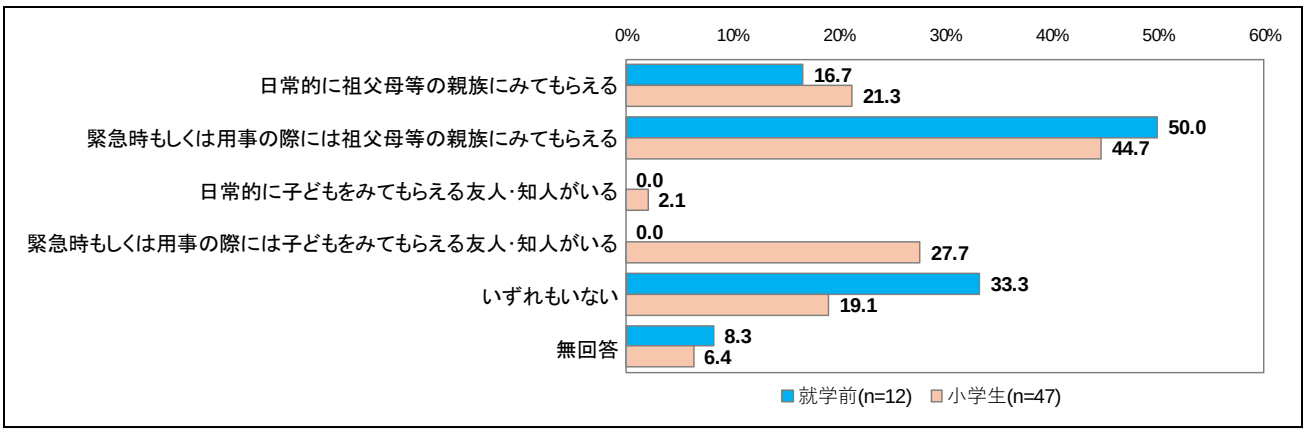

保護者が父母等の親族にみてもらえるケースでも、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が、就学前児童で 28.6%（7 人中 2 人）、小学生児童で 13.8%（29 人中 4 人）となっています。

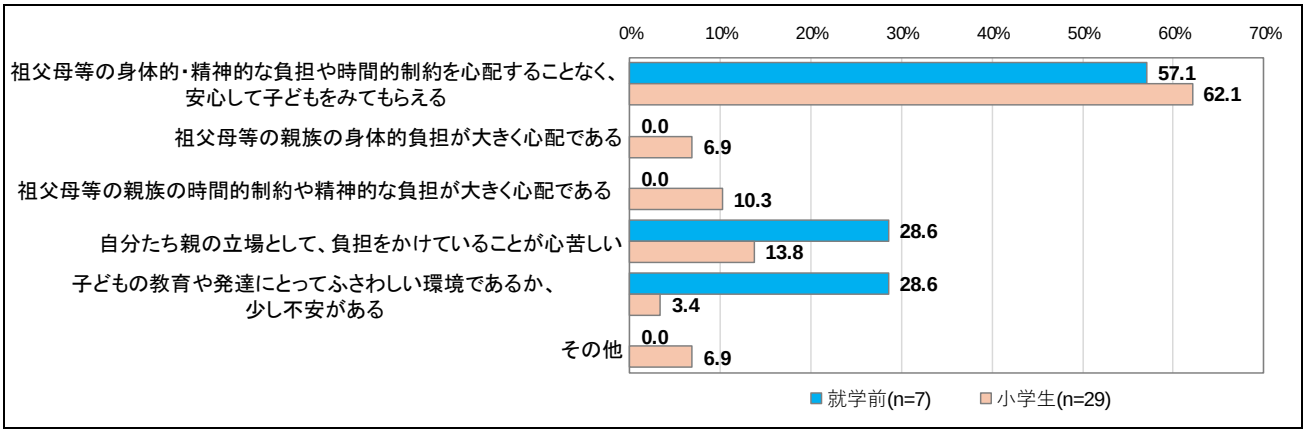

②子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で 100.0%（12 人中 12 人）、小学生児童で 91.5%（47 人中 43 人）と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。

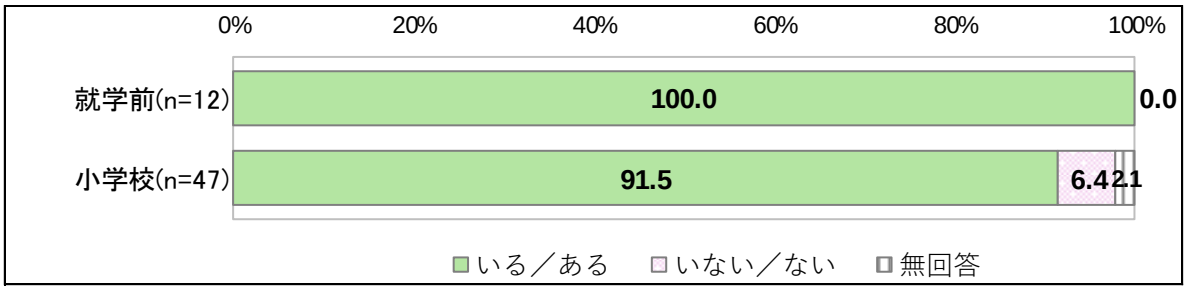

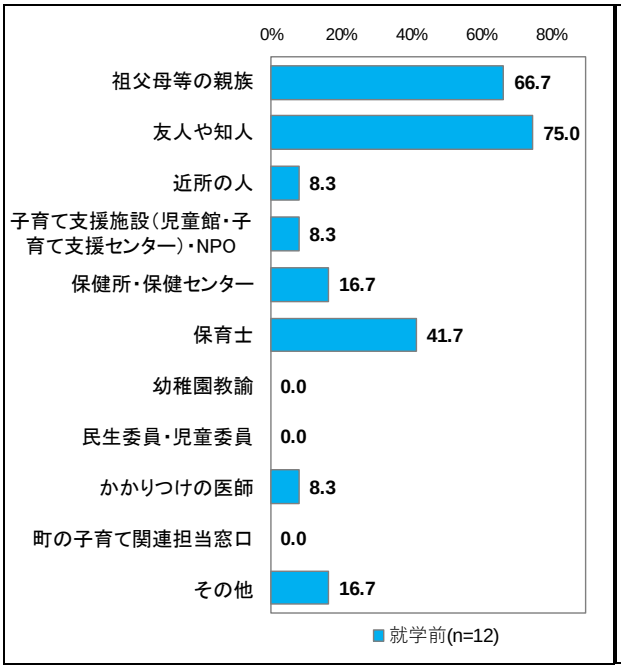

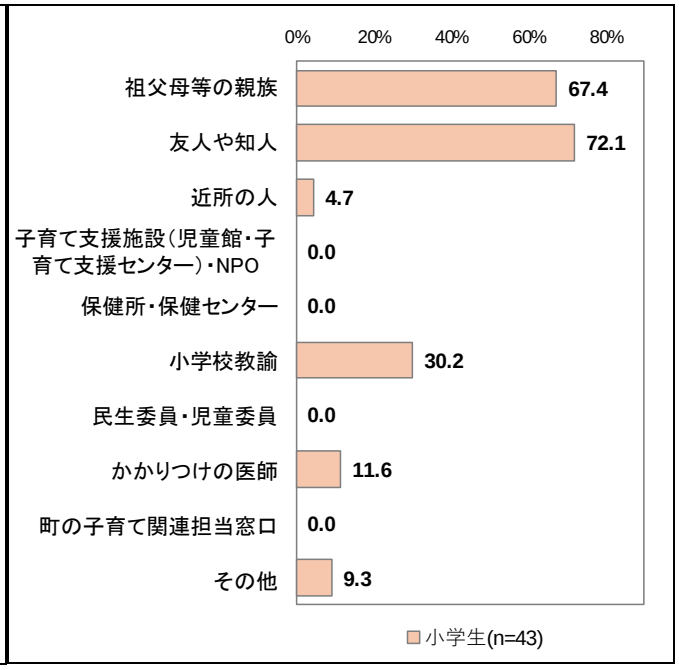

③母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」をあわせた現在の就労割合は、就労前児童で 83.3%（12 人中 10 人）、小学生児童で 80.8%（47 人中 38 人）となっています。

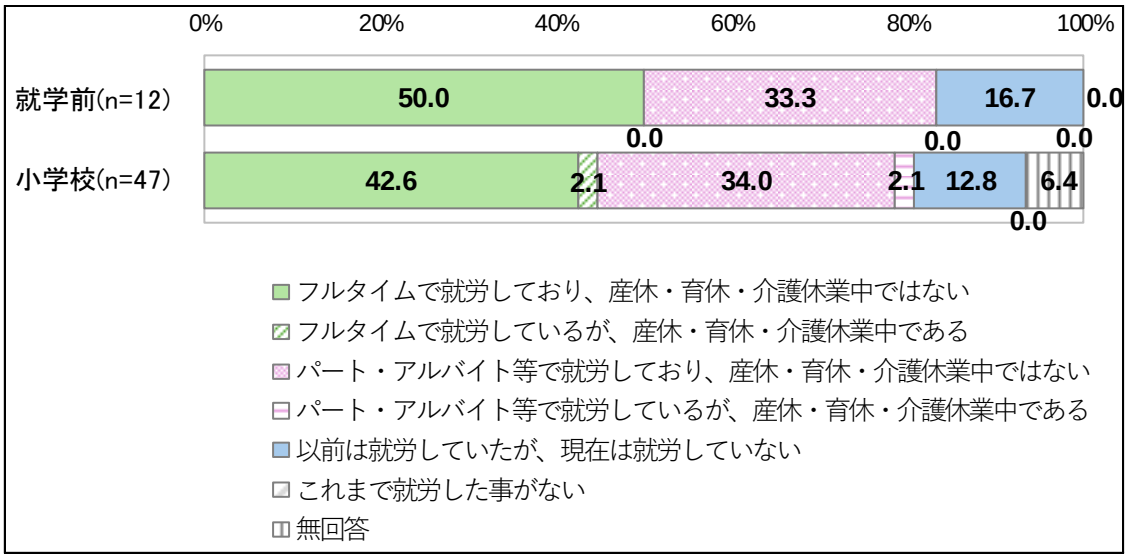

就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で 100.0%（2 人中 2 人）、小学生児童で 66.7%（6 人中 4 人）と高くなっています。

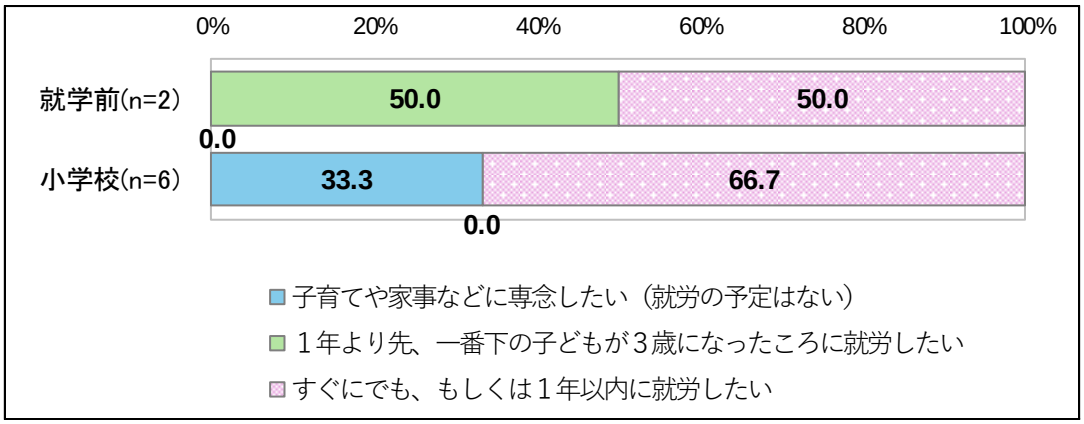

④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 83.3%（12 人中 10 人）となっています。

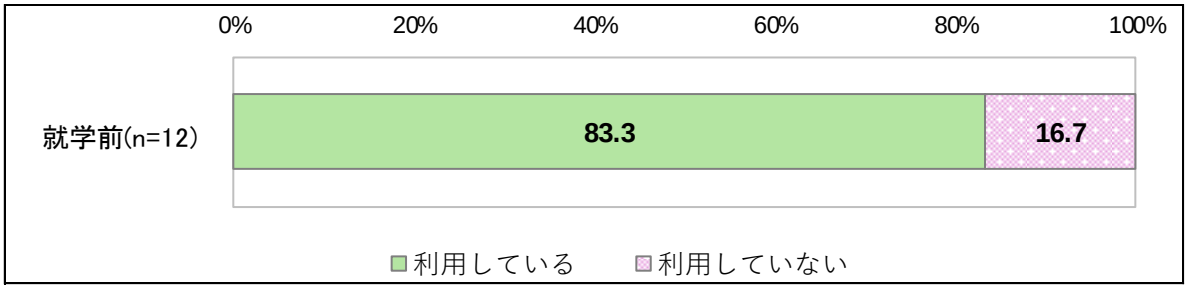

平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認定こども園」60.0%（10 人中 6 人）、「認可保育所（園）」30.0%（10 人中 3 人）の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認定こども園」83.3%（12 人中 10 人）、「認可保育所（園）」33.3%（12 人中 4 人）の順となっています。

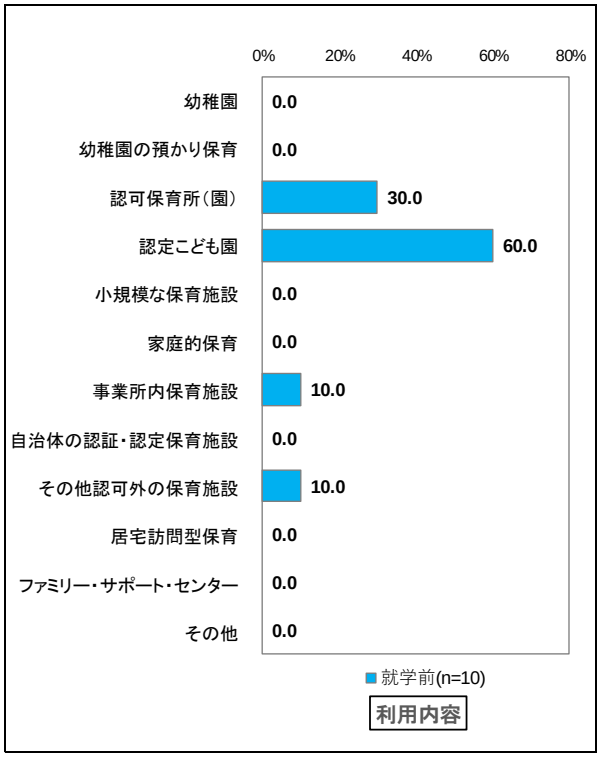

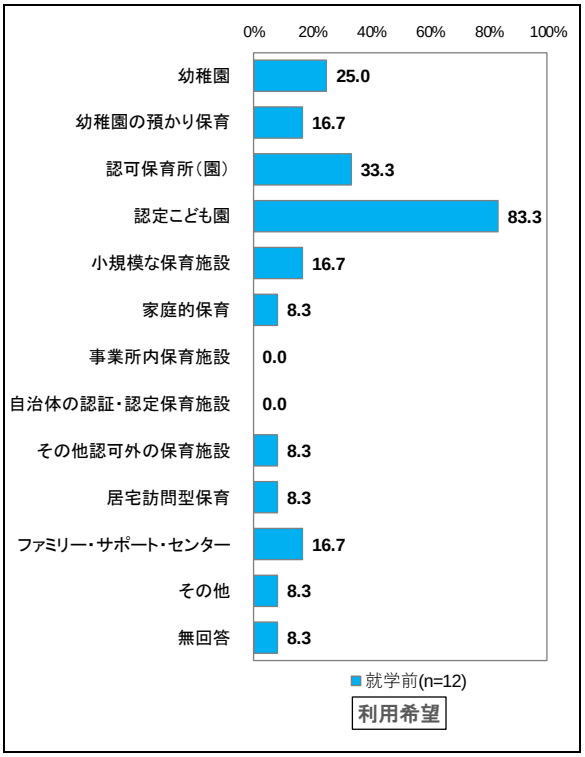

⑤放課後児童クラブ（就学前児童のみ）

５歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する利用希望は小学校 1～3 年生、4～5 年生ともに 50.0%（2 人中 1 人）となっています。

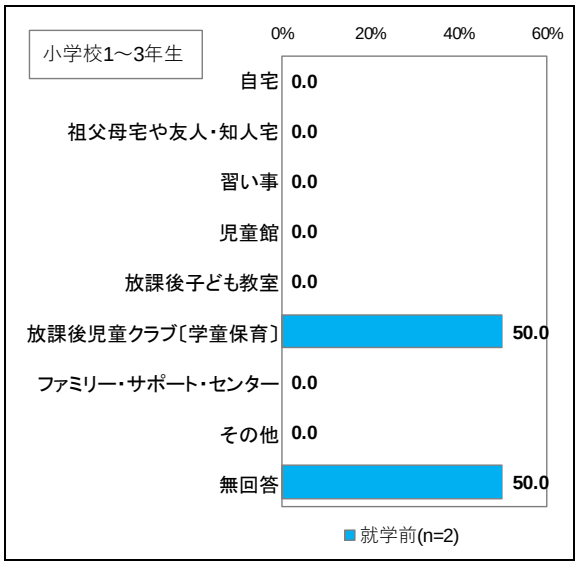

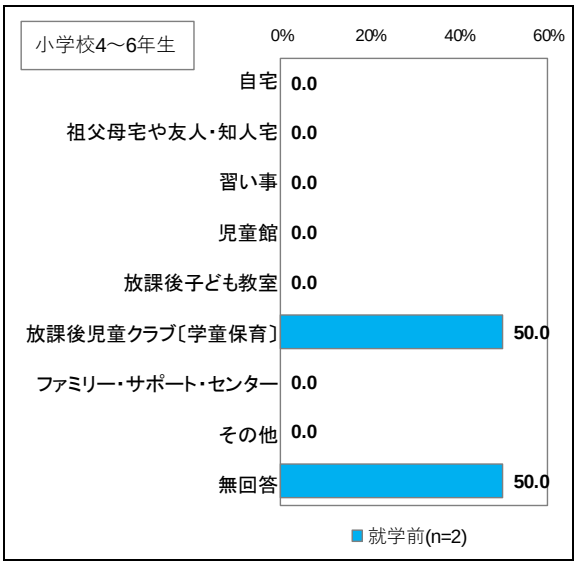

⑥育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

育児休業を取得または取得中の母親は 75.0%（12 人中９人）、父親は０%（12 人中０人）となっています。

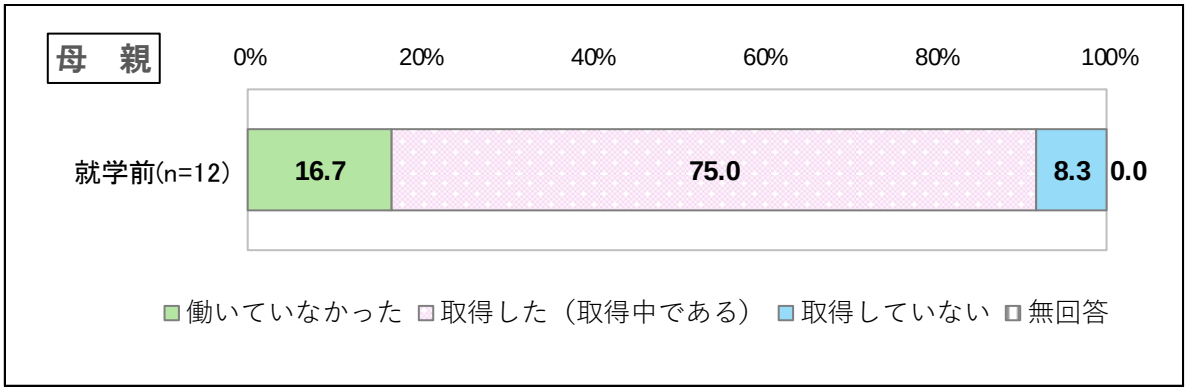

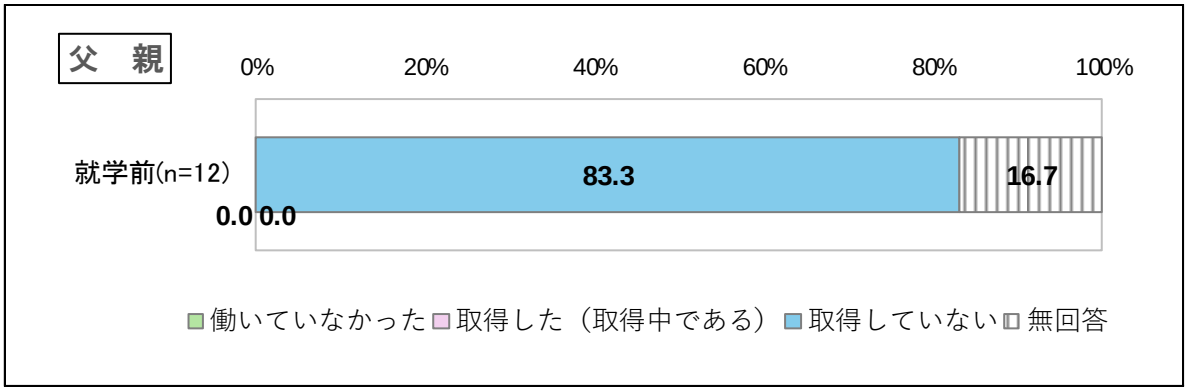

（８）ニーズ調査結果に基づく今後の課題

課題１　ニーズの変化に対応した教育・保育の提供

- 令和６年に実施した豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）から、多様な利用者のニーズや希望を把握して子育て支援事業につなげていく必要があります。
- 共働き家庭や一人親家庭などにも、利用しやすい環境をつくっていく必要があります。
- 保育の利用に不可欠である保育士等の人材確保や、保育施設等の経年劣化による修繕が必要となっています。

課題２　多様な保育サービスの充実

- ライフスタイルの多様性や働き方改革が進む中、多様な保育サービスの充実を図ることが求められています。
- 「ニーズ調査」からは、土曜日や日曜日・祝日に、定期的な教育・保育サービスの希望がみられます。理由は、仕事のためや息抜きのためなど、多様になっています。各家庭が希望する生活を実現できるよう、ニーズに対応した体制の検討や、保育サービスの充実を図ることが求められます。

課題３　子どもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

- 母親の働き方の変化により、共働き家庭の増加や、子育て環境の変化に伴い、放課後における子どもの居場所づくりが重要になっています。

課題４　配慮が必要な子どもや家庭への支援

- 児童虐待防止に向けた体制づくりなど、早期解決に向けた対応が求められています。
- 配慮が必要な家庭に対する各種支援の充実を図るほか、地域や学校、家庭、連携機関のネットワーク・連帯強化を図りながら、早期発見・早期支援につながる体制を強化する必要があります。

課題５　経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援

- 経済的困難や不安を抱えている家庭は、その状況が子どもの生活や学習に対しても影響を与えることが懸念され、また、世代を超えて経済的困難や不安が連鎖する心配もあります。
- 支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制の充実が必要になります。

課題６　子育てしやすい町になるための取り組み

- 「ニーズ調査」では、３割以上の方が「子育てがしにくいまち」と回答しており、子育て支援の充実が求められています。
- また、子どもや子育て家庭が安全・安心に生活や活動ができるよう、地域全体で子どもたちを見守る体制の充実も必要となっています。
- 加えて、子育てに関するきめ細かな情報提供、親子を対象としたイベント情報や、子どものみでも参加できる体験活動など、子育てに関する適切な情報提供が望まれています。

第3章　第2期事業計画の評価等

第２期子ども・子育て支援事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績から、第２期計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

1 教育･保育

（１）保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における第２期計画期間の全体の実績は、令和２年度の 73 人から令和５年度の 62 人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

第２期計画全体の見込量との比較を行うと、令和３年度以降、実績が見込量を下回っています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量		73	71	71	74
	２号認定（3～5 歳）	50	48	48	50
	３号認定（０歳）	3	3	3	3
	３号認定（１・２歳）	20	20	20	21
実績		73	63	59	62
	２号認定（3～5 歳）	50	40	41	37
	３号認定（０歳）	0	2	2	2
	３号認定（１・２歳）	23	21	16	23
利用率		100.0%	88.7%	83.1%	83.8%
	２号認定（3～5 歳）	100.0%	83.3%	85.4%	74.0%
	３号認定（０歳）	0.0%	66.7%	66.7%	66.7%
	３号認定（１・２歳）	115.0%	105.0%	80.0%	109.5%

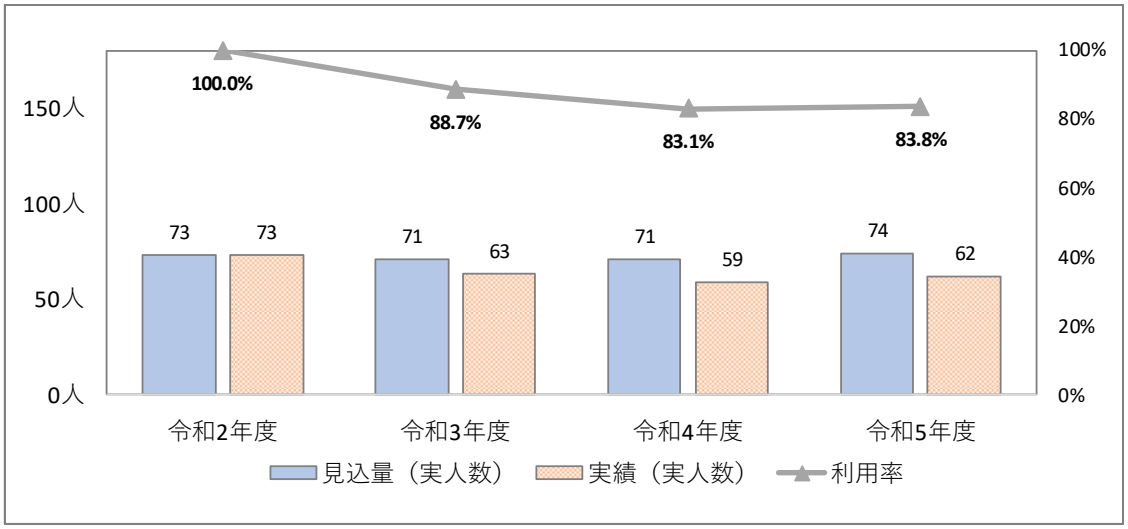

（２）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設における第２期計画期間の実績は、令和２年度の７人から令和４年度の 10 人へと増加したものの、令和５年度は６人と減少しています。

第２期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績が見込量を上回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	5	4	4	4
実績	7	9	10	6
利用率（実績／見込）	140.0%	225.0%	250.0%	150.0%

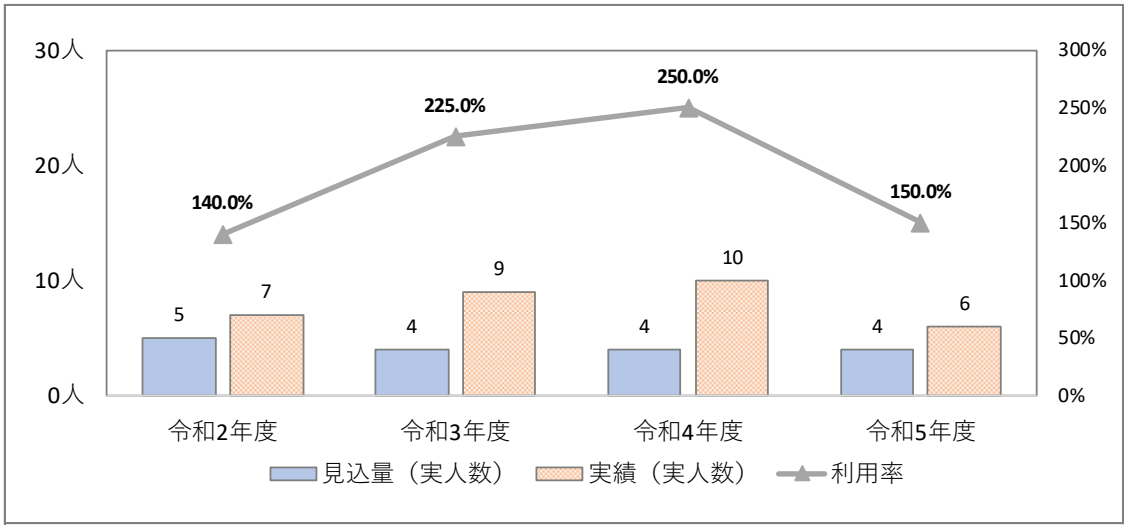

2 地域子ども･子育て支援事業

（１）利用者支援事業

令和３年４月より、保健センターにおいて「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師等による妊産婦及び乳幼児の母子保健や育児に関する様々な相談支援の実施を開始しました。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における第２期計画期間の全体の実績は、令和２年度の 43 人から令和５年度には 31 人と減少しています。

第２期計画全体の見込量との比較を行うと、令和３年度以降、実績が見込量を下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	43	43	43	43
実績	43	36	38	31
低学年（6～8 歳）	38	31	28	25
高学年（9～11 歳）	5	5	10	6
利用率（実績／見込）	100.0%	83.7%	88.4%	72.1%

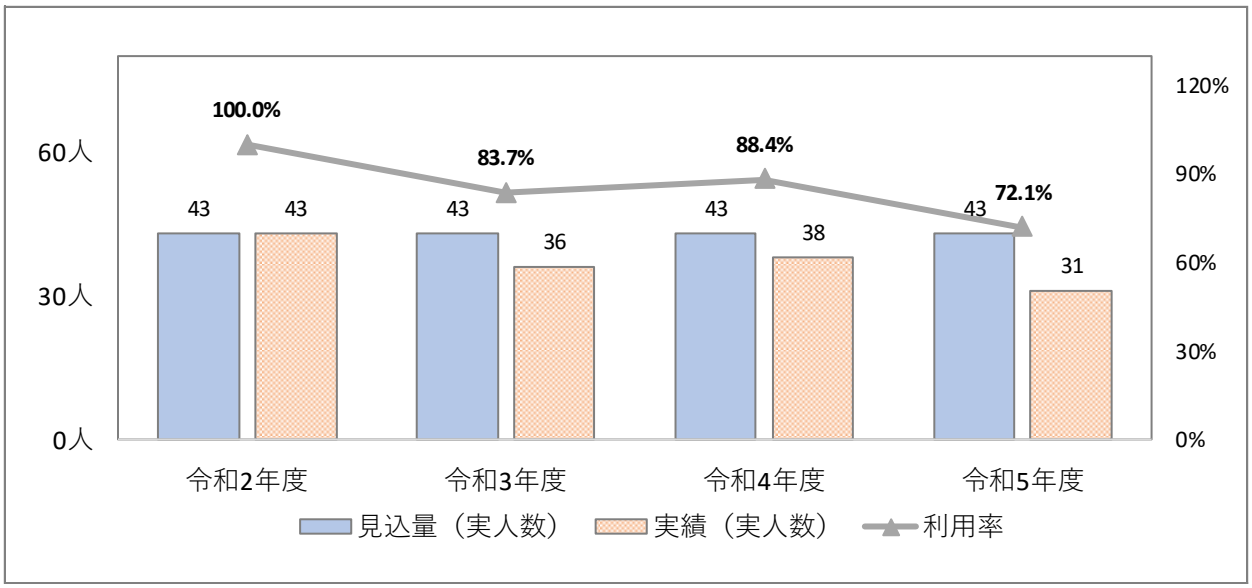

（３）延長保育事業

延長保育事業に関しては、第２期計画では見込量の記載はありませんでしたが、大岸保育所において延長保育１時間を含む 12 時間保育を実施しています。

（４）病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）に関しては、第２期の見込量及び実績ともにありませんでした。

（５）一時預かり事業

一時預かり事業における第２期計画期間の実績は、年度ごとの増減はありますが、令和２年度の35 人から令和５年度の４人へと減少しています。

第２期計画の見込量との比較を行うと、令和２年度から令和４年度は実績値が見込量を上回っていますが、令和５年度は下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	12	12	12	12
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	6	6	6	6
一時預かり（幼稚園型以外）	6	6	6	6
実績	35	14	34	4
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	35	14	34	3
一時預かり（幼稚園型以外）	0	0	0	1
利用率	291.7%	116.7%	283.3%	33.3%
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	583.3%	233.3%	566.7%	50.0%
一時預かり（幼稚園型以外）	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%

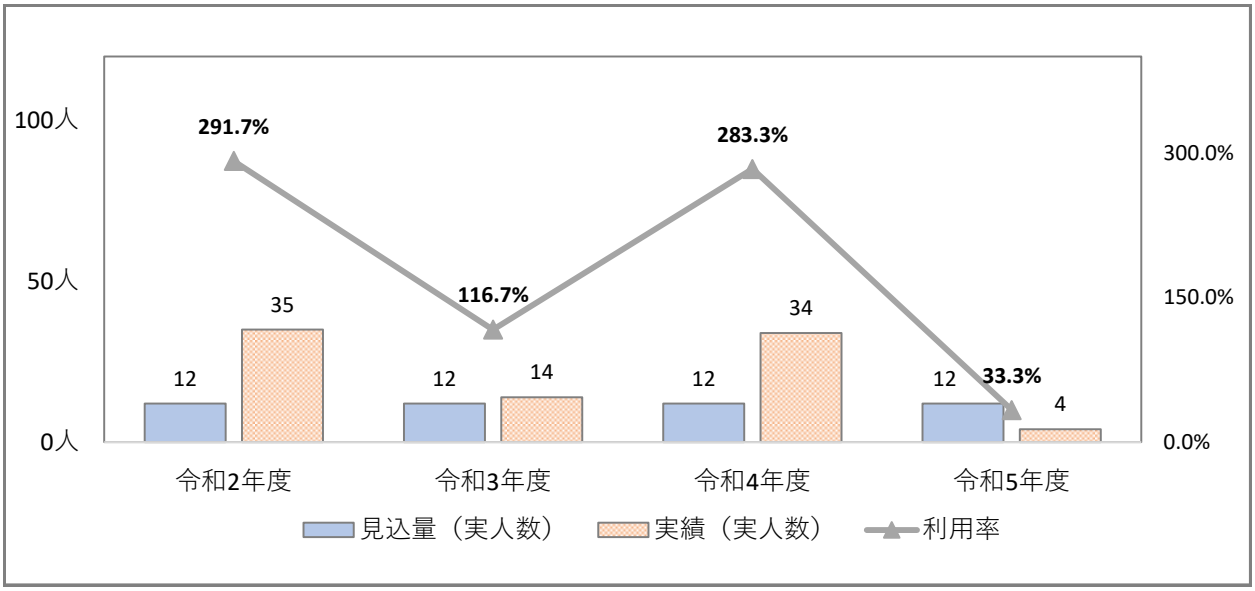

（６）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第２期計画期間の実績は、令和２年度の 629 回から令和５年度の 320 回へと減少しています。

第２期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	1,350	1,370	1,370	1,400
実績	629	276	252	320
利用率（実績／見込）	46.6%	20.1%	18.4%	22.9%

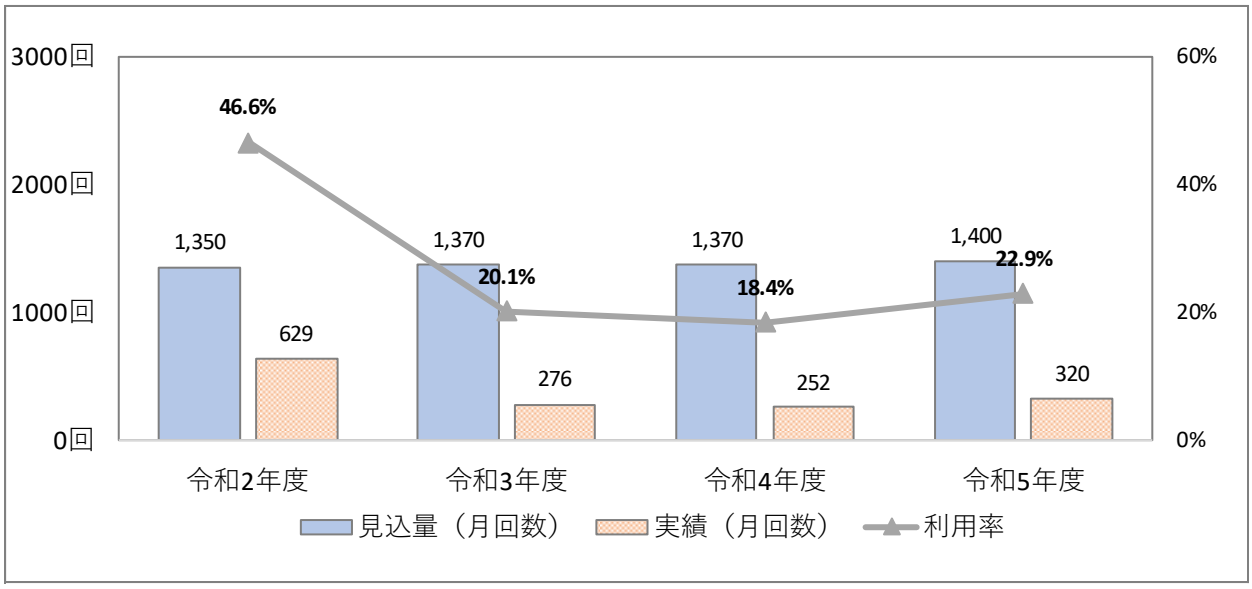

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、第２期の見込量及び実績ともにありませんでした。

（８）子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）に関しては、第２期の見込量及び実績ともにありませんでした。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第２期計画期間の全体の実績は、令和２年度の 16 人から令和５年度の 17 人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

第２期計画全体の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	23	23	23	23
実績	16	19	12	17
利用率（実績／見込）	69.6%	82.6%	52.2%	73.9%

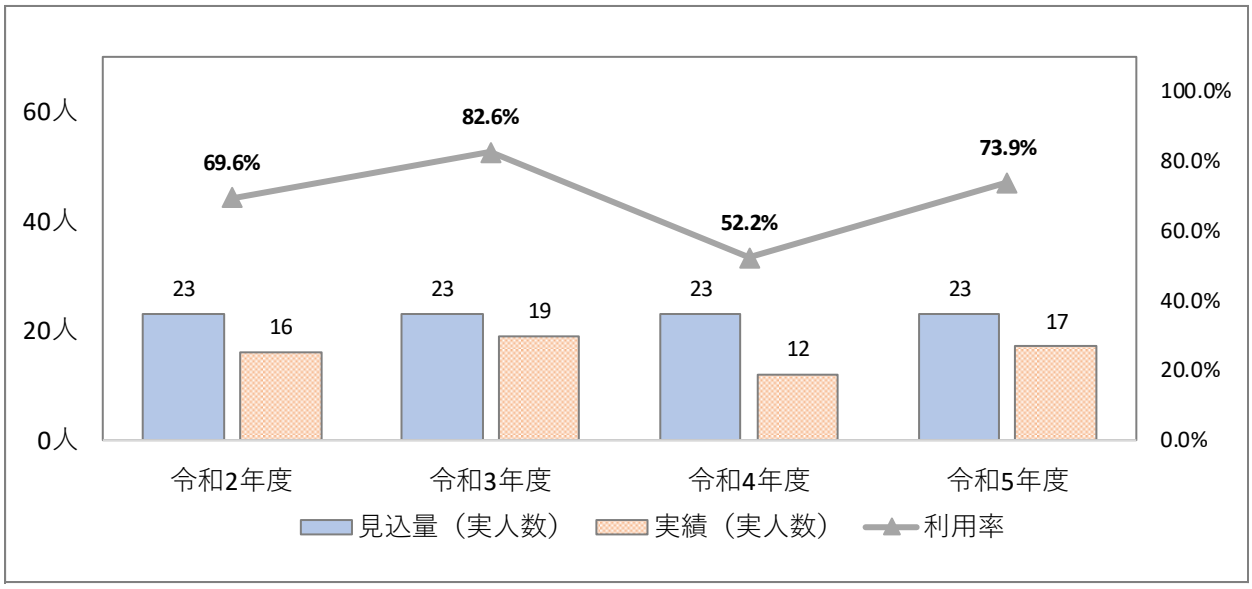

（10）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における第２期計画期間の実績は、令和２年度の１人から令和３年度の４人と増加したものの、令和４年度は３人、令和５年度は１人と減少しています。

第２期計画全体の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量	10	10	10	10
実績	1	4	3	1
利用率	10.0%	40.0%	30.0%	10.0%

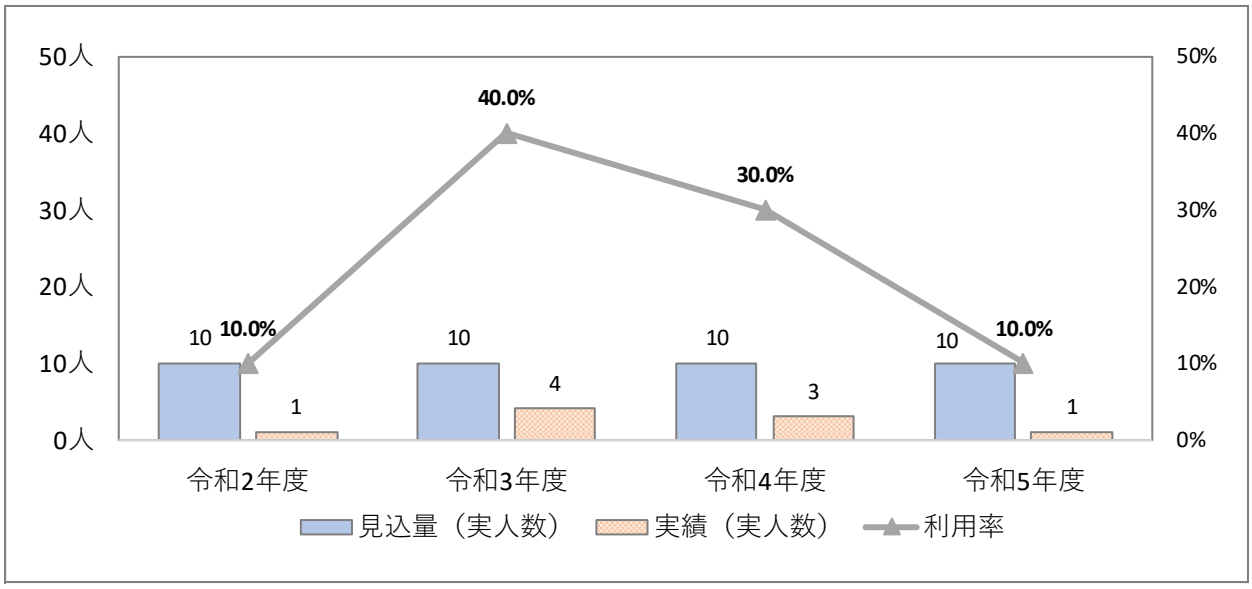

（11）妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第２期計画期間の実績は、令和２年度の147人から令和５年度の153人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

第２期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込みを下回っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量（延回数）	250	250	250	250
実績	147	147	170	153
利用率（実績／見込）	58.8%	58.8%	68.0%	61.2%

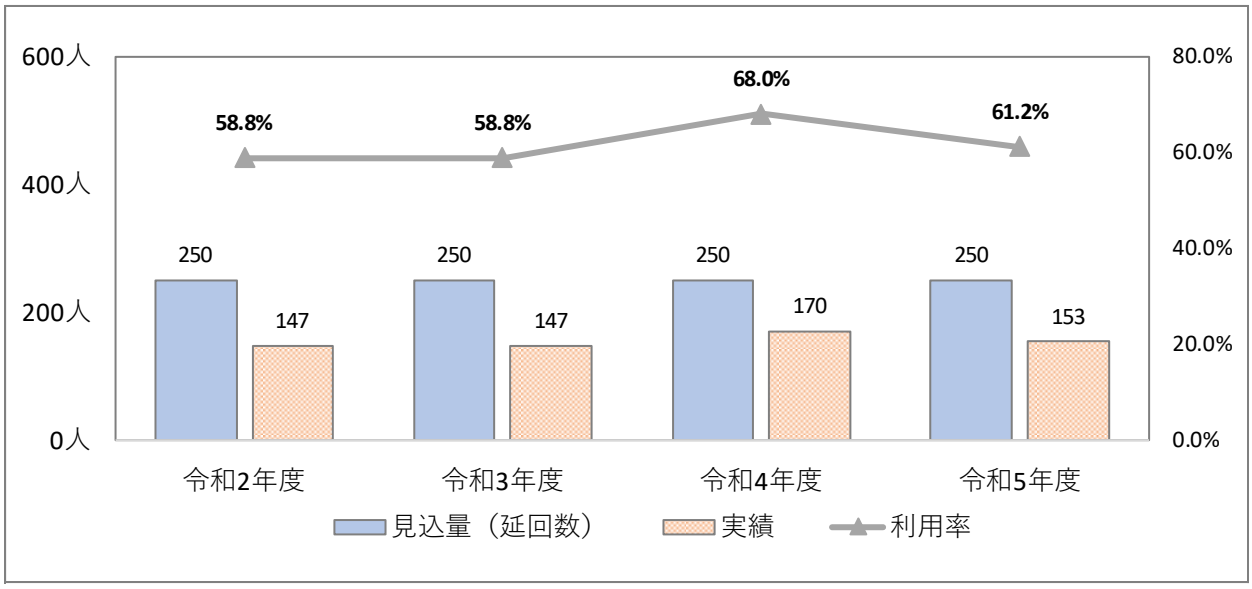

第4章　量の見込みと確保方策等

1 教育･保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。国から示された教育・保育提供区域の考え方及び豊浦町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

（１）教育・保育提供区域の考え方

①	地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②	地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③	地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

（２）教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

（３）教育・保育提供区域について

当町では、町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

（４）提供区域設定の主な理由

①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。

②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2 教育･保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上	必要とする	保育所 認定こども園 認可外保育施設等
３号認定 （保育認定）	満３歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 認可外保育施設等

また、保育の必要性の認定に当たっては（１）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病等）※、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の２区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯等）の３点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

①就労
②妊娠・出産
③保護者の疾病・障がい
④同居または長期入院している親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動
⑦就学
⑧虐待や DV の恐れがあること
⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（１）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、町全体を１つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和７年度

単位（人）		１号認定	２号認定		３号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		３～５歳			０歳	１歳	２歳
量の見込み（人）（Ａ）		3		38	5	9	9
確保提供数	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	15					
	認定こども園（保育所部分）			35	2	4	9
	保育所			12	0	4	4
	地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			20	5	3	2
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	確保提供数の合計（Ｂ）	15		67	7	11	15
差異（Ｂ－Ａ）		12		29	2	2	6

■令和８年度

単位（人）		１号認定	２号認定		３号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		３～５歳			０歳	１歳	２歳
量の見込み（人）（Ａ）		3		35	5	9	8
確保提供数	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	15					
	認定こども園（保育所部分）			35	2	4	9
	保育所			12	0	4	4
	地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			20	5	3	2
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	確保提供数の合計（Ｂ）	15		67	7	11	15
差異（Ｂ－Ａ）		12		32	2	2	7

■令和９年度

単位（人）		１号認定	２号認定		３号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		３～５歳			０歳	１歳	２歳
量の見込み（人）（Ａ）		3		33	4	8	8
確保提供数	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	15					
	認定こども園（保育所部分）			35	2	4	9
	保育所			12	0	4	4
	地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			20	5	3	2
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	確保提供数の合計（Ｂ）	15		67	7	11	15
差異（Ｂ－Ａ）		12		34	3	3	7

■令和 10 年度

単位（人）		１号認定	２号認定		３号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		３～５歳			０歳	１歳	２歳
量の見込み（人）（Ａ）		3		32	4	7	8
確保提供数	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	15					
	認定こども園（保育所部分）			35	2	4	9
	保育所			12	0	4	4
	地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			20	5	3	2
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	確保提供数の合計（Ｂ）	15		67	7	11	15
差異（Ｂ－Ａ）		12		35	3	4	7

■令和 11 年度

単位（人）		１号認定	２号認定		３号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		３～５歳			０歳	１歳	２歳
量の見込み（人）（Ａ）		3		31	4	7	7
確保提供数	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	15					
	認定こども園（保育所部分）			35	2	4	9
	保育所			12	0	4	4
	地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			20	5	3	2
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	確保提供数の合計（Ｂ）	15		67	7	11	15
差異（Ｂ－Ａ）		12		36	3	4	8

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

（２）認可保育施設の統合について

町内には、認可保育施設が２箇所あります。(1)教育・保育施設の需要量及び確保の方策(P33 から P35)で示したとおり、年々園児数が減少傾向にあります。

子どもたちが人間関係をつくる上で人数が多い環境での生活や利用者数減少に伴う施設の運営を考慮し、第３期の計画期間中に施設の統合に向けて検討いたします。

（３）教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に０歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月１日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページで制度や申請手続きについての周知に努めます。

3 地域子ども･子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

（１）地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

〇地域子育て相談機関

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

当町では、保健センター内の「子育て世代包括支援センター」で対応を行っています。引き続き、乳児健診や産後ケア事業等、子育てや保育サービスなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を保健センターや子育て支援係と連携しながら実施していきます。

〇こども家庭センター

こども家庭センターは、母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合拠点施設」で行う支援を一体的にすることで、妊娠期から子育て期にわたり、相談対応や訪問等により、すべての妊婦や子どもとその家庭を対象に切れ目のない支援を実施します。

【確保方策】

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを令和８年度開設に向け検討していきます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（単位：延人数／月）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（A）	380	350	340	340	340
確保提供数（B）	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
差異（B－A）	660	690	700	700	700

【確保方策】

引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

③一時預かり事業

○１号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：延人数／月）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（A）	12	12	12	12	12
確保提供数（B）	12	12	12	12	12
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

当町では、一時預かりではなく「預かり保育」として認定こども園青空で実施しています。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量と同等の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

○特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：延人数／月）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（A）	12	12	12	12	12
確保提供数（B）	12	12	12	12	12
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

当町では、大岸保育所で実施をしています。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量と同等の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在当町では実施していないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

さまざまな理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保方策】

本事業は、現在当町では実施していないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、近隣市町村の施設に協力依頼をする等、必要に応じた検討を行います。

⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

当町では、大岸保育所において延長保育 1 時間を含む 12 時間保育を実施しており、今後も引き続き事業の実施を継続します。

また、認定こども園青空においては、ニーズや状況に応じて実施の検討を行います。

⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児及び小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在当町では実施していないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、今後のニーズや状況等を勘案しながら、近隣市町村と連携をとり、必要に応じた検討を行います。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：延人数／月）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
１年生	11	10	9	8	8
２年生	10	9	9	8	8
３年生	10	9	8	8	8
４年生	3	3	2	2	1
５年生	3	3	2	2	1
６年生	1	1	1	1	1
量の見込み（Ａ）	38	35	31	29	27
確保提供数（Ｂ）	50	50	50	50	50
実施箇所数	１か所	か所	１か所	１か所	１か所
差異（Ｂ－Ａ）	12	15	19	21	23

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7～11 年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

（単位：実人数／年）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
訪問人数	10	9	9	8	8

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

（単位：実人数／年）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
訪問人数	3	3	3	3	3

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、心身ともに不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：実人数／年）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
受診者数	15	14	14	13	13
受診件数（延回数）	100	90	90	85	85

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

⑭子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑯親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、面談その他の処置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（Ａ） （妊娠届出数） （１組あたり面談回数） （面談実施合計回数）	 10 3 30	 9 3 27	 9 3 27	 8 3 24	 8 3 24
確保提供数（Ｂ） 総合保健福祉施設 保健センターやまびこ	30	27	27	24	24
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
差異（Ｂ－Ａ）	０	０	０	０	０

【確保方策】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実とあわせて経済的な支援をすることで、安心して出産・子育ができる環境づくりに努めます。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満３歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	量の見込み	人/月	－	1	1	1	1
	確保方策（提供体制）	人/月	－	1	1	1	1
１歳	量の見込み	人/月	－	1	1	1	1
	確保方策（提供体制）	人/月	－	1	1	1	1
２歳	量の見込み	人/月	－	1	1	1	1
	確保方策（提供体制）	人/月	－	1	1	1	1

【確保方策】

乳児等通園支援事業は、令和８年度から実施予定です。令和８～11 年度の計画期間において、ニーズ量の確保提供数を確保できることから、確保提供数での対応が可能です。

⑲産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（Ａ）	35	30	30	30	30
確保提供数（Ｂ）	35	30	30	30	30
実施箇所数	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
差異（Ｂ－Ａ）	0	0	0	0	0

【確保方策】

育児や体調面で不安のある産婦とその乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

（１）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

当町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難にはさまざまなものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含めた早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深め、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がい児については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

第5章　施策の展開

1 地域における子育ての支援

（1）保育サービスの充実

事業名	具体的な内容	担当課
就学前児童のための教育・保育の提供	大岸保育所及び認定こども園青空においては７時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間保育を実施します。町内２か所において、第４章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	町民課
延長保育事業	大岸保育所において、７時から７時 30 分、18 時 30 分から 19 時までの１時間の延長保育を実施します。 第４章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。 認定こども園青空については、保護者のニーズに応じて実施を検討します。	町民課
乳児（０歳児）保育事業	認定こども青空において６か月より受入れをしています。	町民課
障がい児保育事業	町内２か所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業を推進します。	町民課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない満 3 歳未満の子どもが保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる制度で、令和 8 年度から実施します。	町民課
放課後児童健全育成事業	豊浦小学校区においては、小学校１～６年生を対象に、運営を「青空キッズクラブ」に委託し、実施します。 大岸小学校区、礼文華小学校区については、保護者の声を聴取しながら、必要に応じて各地区の認可外保育施設と協議し、保育の方策を検討します。 第４章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	町民課 認定こども園
放課後子供教室事業	子どもたちの放課後活動を充実させるために、地域の人材や環境を活用した事業を開催します。	生涯学習課

（２）地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実

事業名	具体的な内容	担当課
保育所訪問	太陽の園発達医療センターや胆振西部児童デイサービスセンター職員、学校力向上アドバイザー、町保健師が町内の保育所を訪問し、子どもの発達の確認や、関わり方のアドバイスを実施します。	総合保健福祉施設
子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と促進、子育てに関する相談・援助・講習等を認定こども園に委託し、実施しています。大岸・礼文華地区の拠点的場所の確保策について、検討していきます。	町民課
子育てに関する情報提供の充実	ホームページや広報等の媒体を通じて、子育てに関する情報提供の充実に努めるとともに、地域住民にとって身近な施設となるよう、保育所や学校の活動内容を公表します。 また、子育てに関する情報のガイドブック等の作成を進めていきます。	町民課
保育料及び食材費の無償化	令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化に対象とならない 0～2 歳までの課税世帯の保育料と、実費徴収となった、3 歳以上の副食費等の食材量費を全額無償とし、保護者の負担軽減を図ります。	町民課
認可外保育施設等利用料助成事業	町内に住所を有し、保育を必要とする児童が認可外保育施設等に入所している児童の保護者に対し、保育に要する経費（幼児教育・保育の無償化の対象となる場合はその上限額を超えた額、0～2 歳の税世帯等の無料化の対象外の場合は全額）を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	町民課
通学費等補助事業	町内に住所を有し、定期券を利用し通学する高校生またはその保護者に対し、購入した定期券の 1/2 を補助し、負担軽減を図ります。	町民課
学校給食費負担軽減給付事業	町内の小中学校に通学する児童の保護者を対象に、給食費の全額を助成し、負担軽減を図ります。	町民課

（３）児童の健全育成

事業名	具体的な内容	担当課
子ども会活動推進事業	町内の子どもたちが一同に集まる機会として子供会スポーツフェスティバルを開催します。	生涯学習課
ブックスタート	乳幼児健診時等に合わせ、ボランティア等による絵本の読み聞かせを通して、親と子のスキンシップを深めることを応援する子育て支援策として「ブックスタートパック」を配布します。	生涯学習課
保育所・こども園、小学校の連携	こども園、保育所から小学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・ジョイント教室 ・交流給食 等	町民課 生涯学習課 こども園
小学校、中学校の連携	小学校から中学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・ジョイント教室・交流学習・乗り入れ授業 ・マラソン記録会 ・学習サポート ・行進曲演奏 等	生涯学習課
思春期保健事業	中学生を対象に保健師が講師となり、たばこ・アルコールの健康教育を中学校と連携し、実施します。	総合保健福祉施設
各種団体等との交流	スポーツ協会や文化団体等が主催する各種大会や行事に参加する機会を設けます。	生涯学習課

（４）児童虐待防止対策の充実

事業名	具体的な内容	担当課
豊浦町虐待防止等対策連絡協議会	関係機関とネットワークを構築、連携を強化し、虐待のケースに応じてケース検討会議を開催し、早期の解決に向けた対応についての協議を行うとともに、年１回以上代表者会議を開催して虐待防止に向けた情報の共有に努めます。	総合保健福祉施設
児童虐待の防止と早期発見	関係機関との間で構築したネットワークによる連携強化により、児童虐待の早期発見に努め、虐待の通報や報告に対して、早期解決に向けた対応を実施します。	総合保健福祉施設

2 母親と乳幼児等の健康の確保と増進

（１）子どもや母親の健康の確保

事業名	具体的な内容	担当課
不妊治療費助成事業	保険適用される一般不妊治療(人工授精等)・生殖補助医療(体外受精および顕微授精)にかかる治療費の自己負担分を助成します。また、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進不妊治療にかかる治療費の一部と交通費を助成します。	総合保健福祉施設
母子手帳交付時の面接	妊娠期の健康管理や不安軽減を図るため、母子手帳交付時に保健師、管理栄養士による面接を実施します。	総合保健福祉施設
初回産科受診費助成事業	低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料を全額助成し、必要な支援につなげます。	総合保健福祉施設
妊産婦安心出産支援事業	分娩可能な産科医療機関までの、健康診査・出産時にかかる交通費および健康診査費用などとして給付金を支給します。	総合保健福祉施設
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、面談等を通じて相談に応じるとともに、給付金を支給し経済的支援を行います。	総合保健福祉施設
妊産婦健康診査	妊産婦と胎児の健康を守るため、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票、産婦健康診査受診票を交付します。	総合保健福祉施設
新生児聴覚検査	新生児の聴覚異常の早期発見と適切な治療につなげるため、検査費用の助成を行います。	総合保健福祉施設
新生児訪問（低体重児・未熟児訪問を含む）	新生児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促していけるよう保健師と管理栄養士が訪問し、身体計測や育児相談等を実施します。	総合保健福祉施設
産前・産後サポート事業	身近に相談できる方がいない、妊娠初期から産後概ね２年の妊産婦およびその家族を対象に、相談支援や家事援助、育児用品等の支給を行い、妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	総合保健福祉施設
産後ケア事業	産後１年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師等による心身のケアや育児のサポートを行います。	総合保健福祉施設
１か月児健診	１か月児健康診査に要する費用を助成します。	総合保健福祉施設
乳児健診	3～5、7～9、10～12 か月児を対象に、内科診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談、歯科相談等を実施します。	総合保健福祉施設
１歳６か月児、３歳児、５歳児健診	１歳６か月・３歳・５歳児を対象に、内科・歯科診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談等を実施します。	総合保健福祉施設
フッ素塗布	１歳～年中児を対象に、年３回、歯科診察、歯科相談、フッ素塗布を実施します。	総合保健福祉施設
予防接種	感染予防を図るため、個別に各種予防接種を実施します。	総合保健福祉施設
ピロリ菌検査費用助成事業	中学生を対象に、胃がんの発生原因とされるピロリ菌の検査・除菌費用の助成を行います。	総合保健福祉施設

（２）小児医療の充実

事業名	具体的な内容	担当課
乳幼児等医療助成事業	高校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	町民課
未熟児養育医療	医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療を給付することにより保護者の経済的負担の軽減や未熟児の健康増進を図ります。	総合保健福祉施設
周産期・小児救急支援事業	妊婦及び胎児や、小児の休日及び夜間の医療確保のため西胆振3市3町で費用負担します。	総合保健福祉施設

3 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

（１）ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	具体的な内容	担当課
児童扶養手当事業	支給要件に該当する方へ、児童が18歳に達した年度末（児童に中度以上の障害のある場合は20歳に到達した日）まで支給しています。 制度概要等を広報等に掲載し周知しているほか、離婚届を提出された子育て世帯の方には窓口にて案内します。	町民課
ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳未満（被扶養者の場合は20歳）の児童を扶養しているひとり親等の児童と親（母子・父子家庭）を対象として、入院・通院費の自己負担の一部を助成します。 高校終了前までの児童については、自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	町民課

（２）障がいなどの発達の支援が必要な子どもとその家庭への支援

事業名	具体的な内容	担当課
障がい児通所支援事業	発達障がい児の日常生活や集団生活への適応力を高めるため、継続した療育訓練を行う児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を支援します。	総合保健福祉施設
特別児童扶養手当事業	支給要件に該当する心身に障がいのある児童について、20歳未満まで支給します。 制度概要等を広報等に掲載し周知しています。	総合保健福祉施設
重度心身障害者医療費助成事業	高校終了前までの一定の障害のある児童を対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	町民課

４ 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

事業名	具体的な内容	担当課
各学校での防犯教室実施	各小・中学校で危機管理マニュアル等を作成し、「交通安全」「防犯」教室などを実施します。	生涯学習課
学校運営協議会の設置・活用事業	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に努めます。	生涯学習課
公立学校施設の整備充実推進事業	各小・中学校の施設修繕や図書備品の整備等を行います。	生涯学習課

（２）家庭や地域の教育力の向上

事業名	具体的な内容	担当課
ＰＴＡ連合会への支援事業	ＰＴＡ連合会の研修会において、家庭の教育力向上のための取り組みを行います。	生涯学習課

第6章　子どもの貧困に関する取り組み

1 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った令和４年の「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（127万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.4%となっています。そして、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は11.5%となっています。

このような中、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年１月17日に施行されています。

さらに、令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

第３期豊浦町子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、当町の子どもとその保護者に向けた取り組みを推進します。

2 アンケート調査の実施

（１）調査概要

①調査の目的

安心して子どもを育てるために必要な取り組みを検討するにあたり、子どものいる家庭の生活状況や子どもの様子、また、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するためにアンケート調査を実施しました。

②調査対象

保護者用調査	豊浦町在住の高校生以下のお子様の保護者
小学生調査	豊浦町在住の小学5年生の児童
中学生・高校生調査	豊浦町在住の中学2年生・高校2年生

※保護者用調査については、世帯の年長者を調査対象としています。

③調査方法

就学前児童調査	郵送による配布、回収
小学生児童調査	郵送による配布、回収
中学生・高校生調査	郵送による配布、回収

④調査期間

令和６年６月３日（月）～17 日（月）

⑤回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者用調査	233	89	38.2%
小学生児童調査	16	8	50.0%
中学生・高校生調査	48	23	47.9%

⑥集計にあたっての注意点

●端数処理の関係上、構成比（%）の計が100%とならないことがあります。

●図表の構成比（%）は小数第２位以下を四捨五入したものです。

●複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると100%を超える場合があります。

●図中の″n=″は、各設問の対象者数を表しています。

（２）困難世帯の判定

豊浦町における子どもの貧困に関する実態を把握するため、保護者アンケート結果に基づき、子どもの養育に関する「困難度の高さ」という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

「困難度の高さ」について、本調査では「相対的貧困」、「合意基準」、「困窮経験」の３つの視点から捉えることとし、具体的には次の５つの設問への回答データに基づく判定・類型化を行いました。

判定内容	問番号	設問内容
相対的貧困	問３	世帯人員
	問 38	世帯の年間年収
合意基準	問 26	子どもにとって必要だと思う環境やモノ
	問 27	お子さんに与えられている環境やモノ
困窮経験	問 28	経済的理由による困窮経験

（３）相対的貧困に関する判別

①世帯の人数

世帯の人数では、「３人」が36.0%で最も多く、次いで「４人」32.6%、「５人」15.7%の順になっています。

【世帯の人数】

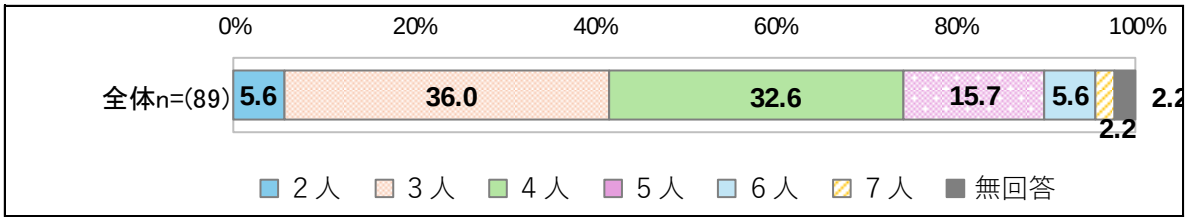

②世帯の年間収入

世帯の年間収入では、「500～600万円未満」が15.7%で最も多く、次いで「750～1000万円未満」13.5%、「400～500万円未満」11.2%の順となっています。

【世帯の年収】

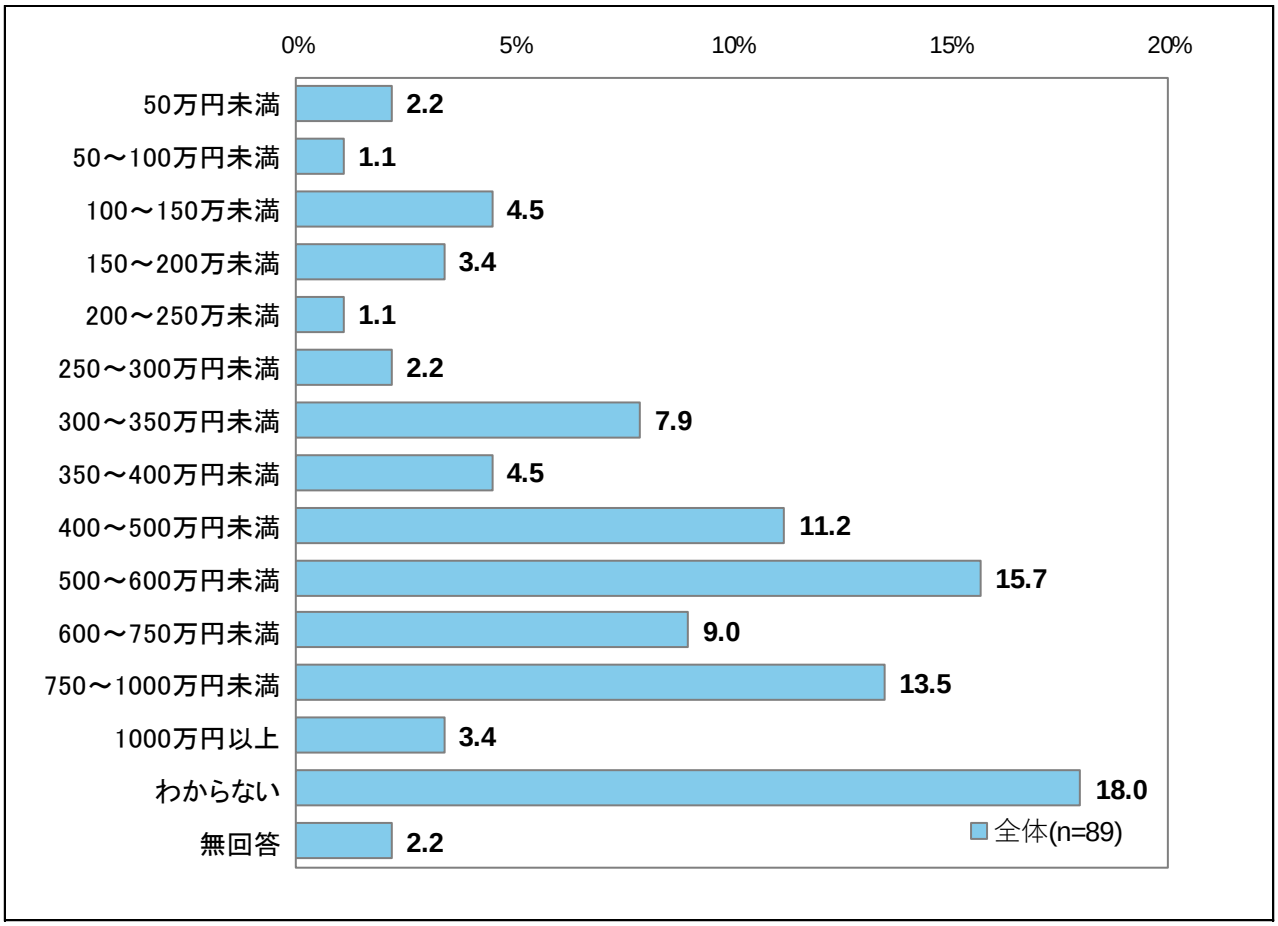

③相対的貧困の判別方法

相対的貧困の判別に関しては、世帯の人数と世帯の年間収入の回答を下記の表「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、該当する層を「困難度が高い世帯」と判別します。

【世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分】

世帯人数	貧困線	対応する世帯年数	相対的貧困層となる区分
２人世帯	177 万円	196 万円	200 万円未満
３人世帯	217 万円	249 万円	250 万円未満
４人世帯	250 万円	288 万円	250 万円未満
５人世帯	280 万円	321 万円	300 万円未満
６人世帯	306 万円	352 万円	350 万円未満
７人世帯	331 万円	390 万円	350 万円未満
８人以上世帯	354 万円	417 万円	400 万円未満

内閣府　平成 23 年度「親と子の生活意識に関する調査」概要より

【世帯人数と年収による相対的貧困層の該当世帯】

世帯人数	相対的貧困層となる区分	該当世帯数
２人世帯	200 万円未満	１世帯
３人世帯	250 万円未満	５世帯
４人世帯	250 万円未満	４世帯
５人世帯	300 万円未満	１世帯
６人世帯	350 万円未満	０世帯
７人世帯	350 万円未満	０世帯
８人以上世帯	400 万円未満	０世帯
合計世帯		11 世帯

相対的貧困による困難度が高い世帯数　　11 世帯

（４）合意基準による判別

①合意基準の設定

子どもにとって必要だと思う環境やモノについて伺ったところ、「必要である」との回答が多かった上位の項目は、「一日三度の食事」94.4%、「必要なときに病院・診療所に行く」93.3%、「季節にあった衣服」91.0%、「希望すれば高校・高専への進学」87.6%、「誕生日のお祝い」77.5%となっています。

【子どもにとって必要だと思う環境やモノ】

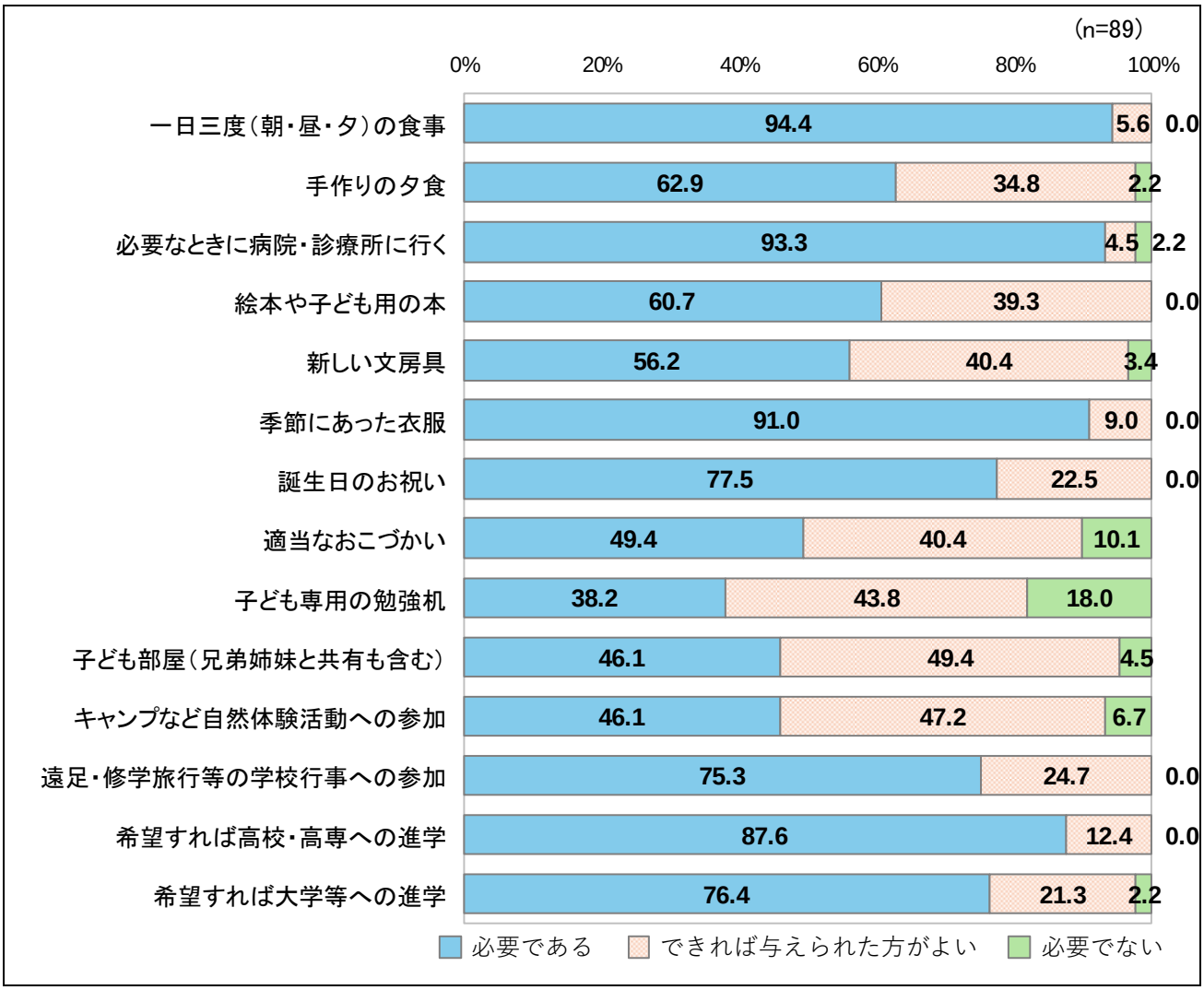

また、「一日三度の食事」、「必要なときに病院・診療所に行く」、「季節にあった衣服」、「希望すれば高校・高専への進学」、「誕生日のお祝い」の５項目は、ほとんどの保護者が子どもにとって必要だと思う環境やモノとして捉えており、言い方を変えると、豊浦町に暮らす子どもにとって欠かすべきではない環境やモノとしてほとんどの方の合意があると考えることができます。

こうした考え方に基づき、上記の５項目について、子どもに欠かすべきではない環境やモノとして「困難度の高さ」判別に用いることとしました。

【合意基準５項目】

子どもにとって必要だと思う環境やモノ	必要である割合
一日三度の食事	94.4%
必要なときに病院・診療所に行く	93.3%
季節にあった衣服	91.0%
希望すれば高校・高専への進学	87.6%
誕生日のお祝い	77.5%

②合意基準による判別

次に、お子さんに与えられている環境やモノについて伺ったところ、次のような結果でした。ほとんどの項目が90%以上で与えられていると回答されていますが、中には「キャンプなど自然体験活動への参加」68.5%と、与えられている割合が70%以下という項目もみられます。

【子どもに与えられている環境やモノ】

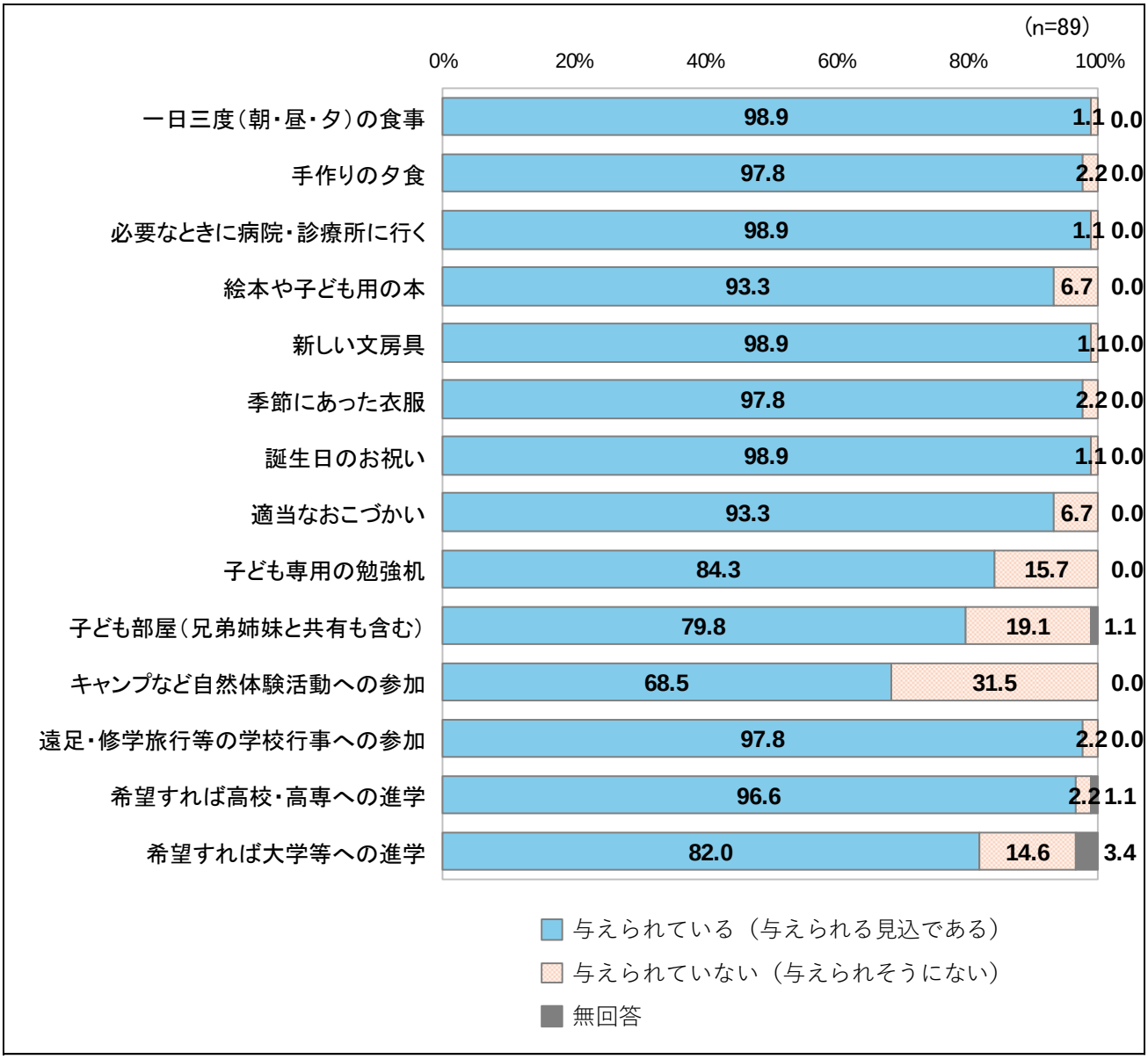

合意基準による判別として、下記５項目のいずれかが「与えられていない」世帯について「困難度が高い世帯」と判別することにしました。

【合意基準５項目】

子どもにとって必要だと思う環境やモノ	与えられていない件数	与えられていない割合
一日三度の食事	１件	1.1%
必要なときに病院・診療所に行く	１件	1.1%
季節にあった衣服	２件	2.2%
希望すれば高校・高専への進学	２件	2.2%
誕生日のお祝い	１件	1.1%

※重複世帯は除く

合意基準による困難度が高い世帯数　　６世帯

（５）困窮経験による判別

過去１年間の経済的理由による困窮経験について伺ったところ、「まったくない」との回答が多かった項目は、「電話料金の滞納」97.8%、「家賃・住宅ローンの滞納」94.4%、「給食費の滞納」94.4%、「電気・ガス・水道料金の滞納」93.3%、「必要な食料が買えなかった」91.0%、「必要な衣料が買えなかった」89.9%の順になっています。

【経済的理由による困窮経験】

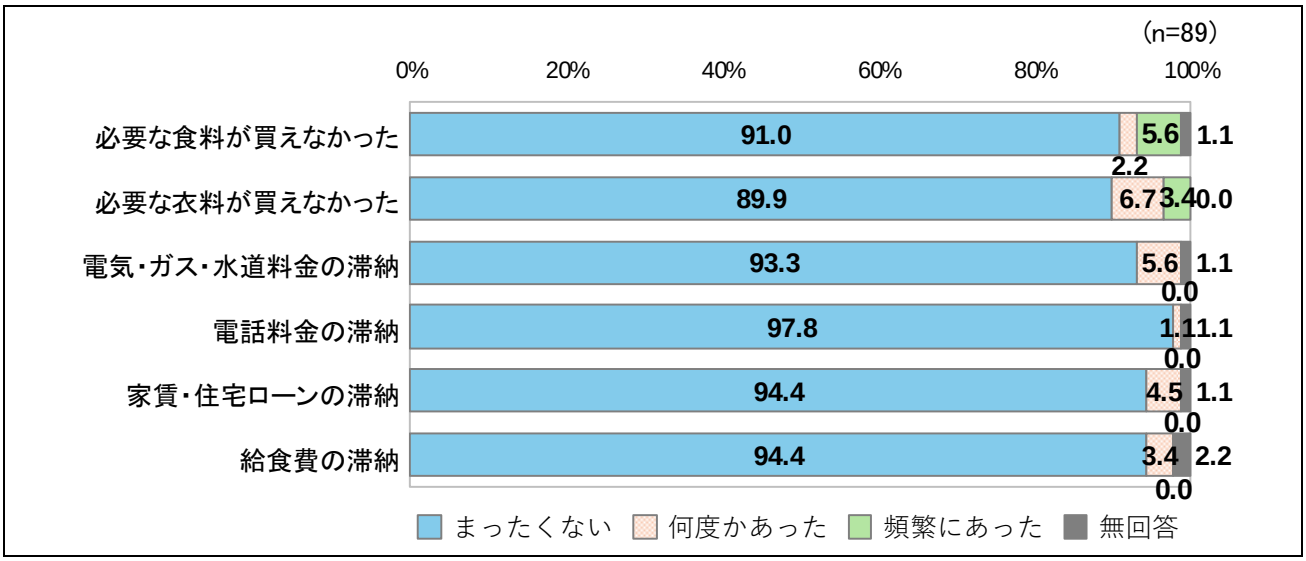

過去１年間の経済的理由による困窮経験の中で、衣・食・住に大きく関わる次の５項目を困窮経験による判別に用いることとし、下記５項目のいずれかが「頻繁にあった」世帯について「困難度が高い世帯」と判別することにしました。

【判別に用いた困窮経験】

困窮の経験	頻繁にあった件数	頻繁にあった割合
必要な食料が買えなかった	５件	5.6%
必要な衣料が買えなかった	３件	3.4%
電気・ガス・水道料金の滞納	０件	0%
電話料金の滞納	０件	0%
家賃・住宅ローンの滞納	０件	0%

※重複世帯は除く

困窮経験による困難度が高い世帯数　　５世帯

（6）３つの視点からの判別を踏まえた類型化

ここまでに示した３つの視点からの子どもの養育の「困難度の高さ」の判別を踏まえ、「困難世帯」と「一般世帯」の類型化を行いました。

困窮度の高さの指標	判別基準
相対的貧困	「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」に該当する場合、「困難度が高い世帯」と判別します。
合意基準	合意基準５項目のいずれかが「与えられていない」場合、「困難度が高い世帯」と判別します。
困窮経験	困窮経験５項目のいずれかが「頻繁にあった場合」、「困難度が高い世帯」と判別します。

類型化	○困難度の高さ指標「相対的困難」、「合意基準」、「困窮経験」のいずれかで「困難度が高い世帯」と判別された場合、「困難世帯」とします。 ○上記の「困難世帯」でない場合は、困難度が高くないと判別されたことになるため、「一般世帯」とします。

	件数	構成比
困難世帯	15 世帯	16.9%
一般世帯	74 世帯	83.1%
全世帯	89 世帯	100.0%

アンケート調査によって判定された豊浦町の困難世帯の割合は 15 世帯、16.9%となっています。

【３つの指標による困難世帯件数の内訳】

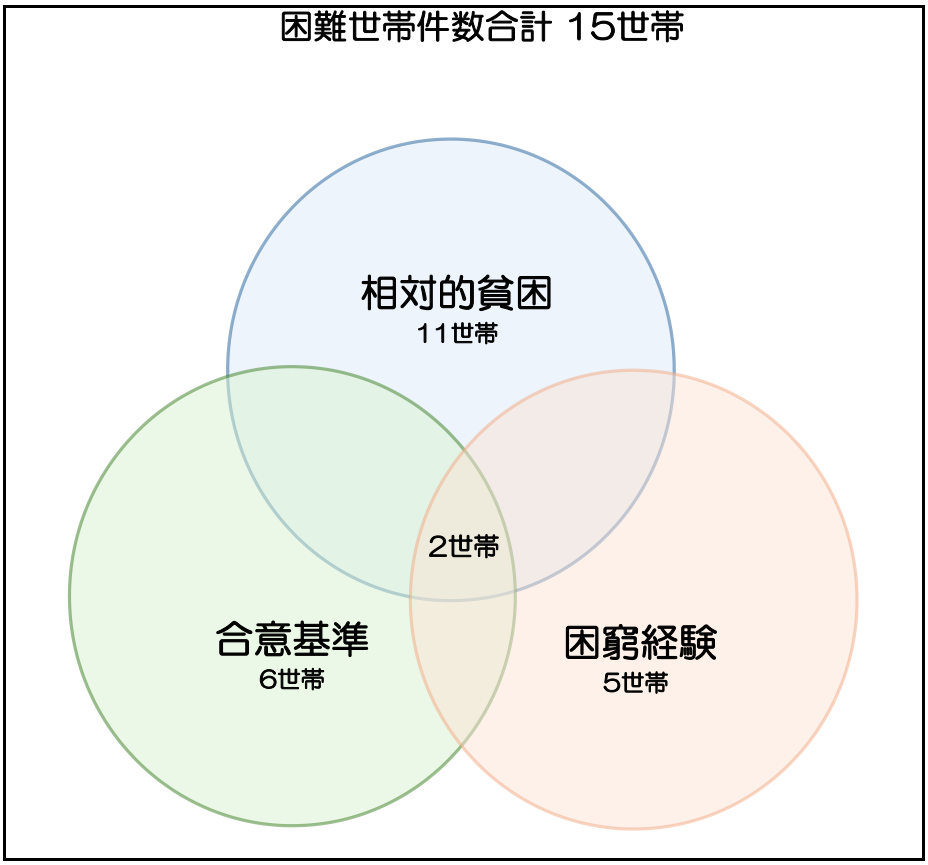

※重複世帯は除く

（７）子どもの貧困率における全国との比較

	貧困率	出典
豊浦町	16.9%	令和６年度豊浦町子どもの貧困実態調査より算出
全国	11.5%	2021 年　国民生活基礎調査より

※算出方法や基礎となるデータ等が異なることから参考程度の比較となります。

前述したように、当町の貧困率は、アンケート調査結果を基に「相対的貧困」、「合意基準」、「困窮経験」の３つの指標を用いて算出していますが、国の貧困率は、実際の所得と世帯人数を基にした「相対的貧困」のみで算出されています。

このことから、当町の貧困率と国の貧困率とを一概に比較するのではなく、参考程度にとどめておくことが必要です。

（８）保護者アンケート調査結果

①世帯人数

世帯人数では、「３人」が36.0%で最も多く、次いで「４人」が32.6%、「５人」が15.7%の順となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「３人」の割合が多くなっています。

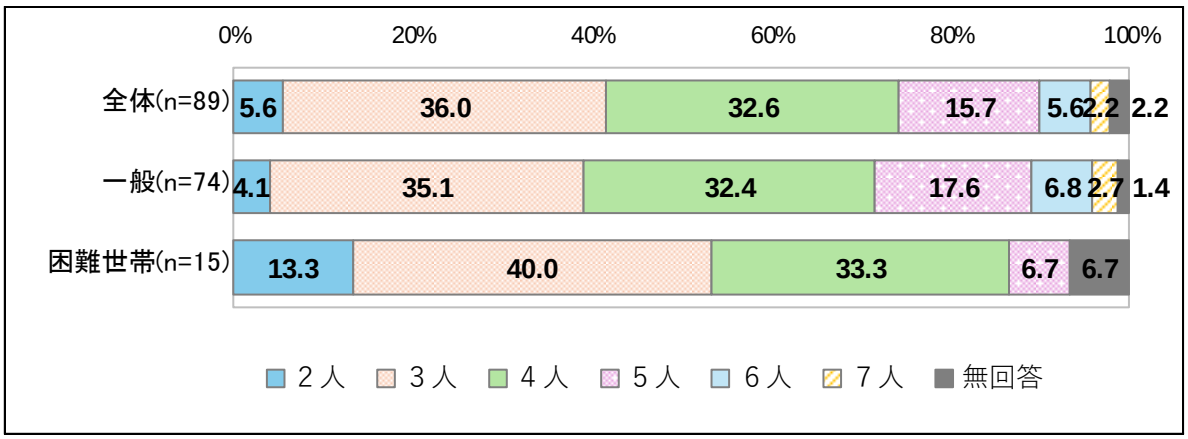

②住まいの状況

住まいの状況では、「公営住宅」が32.6%で最も多く、次いで「持ち家（自分所有）」が29.2%、「持ち家（家族所有）」が19.1%の順となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「公営住宅」、「民間アパート・貸家」の割合が多くなっています。

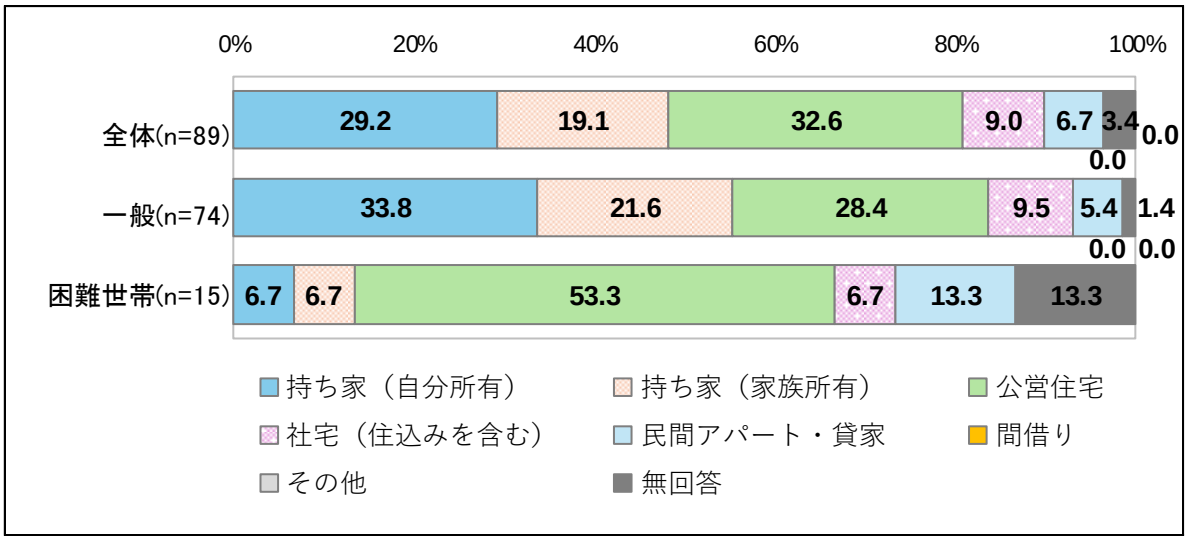

③子どもの人数

子どもの人数では、「１人」が37.1％で最も多く、次いで「２人」が32.6％、「３人」が21.3％の順となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「4人」の割合が多くなっています。

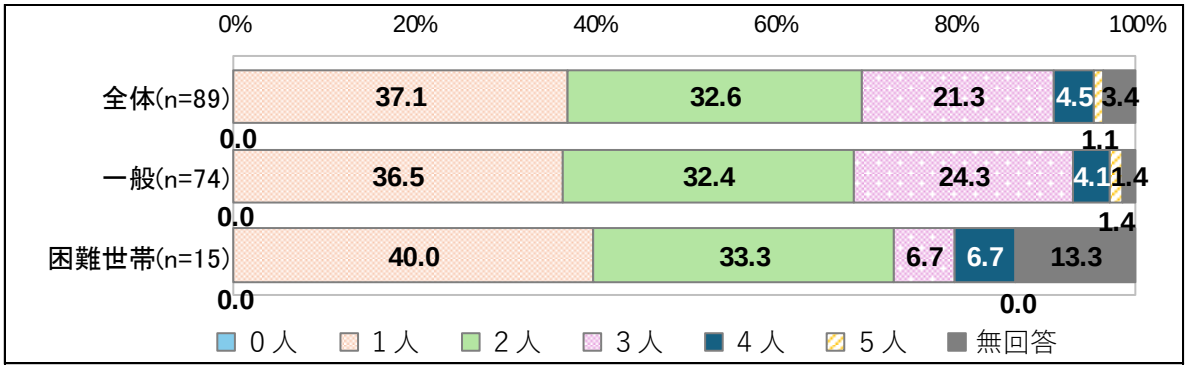

④親の子どもの頃の暮らしの状況

親の子どもの頃の暮らしの状況では、「普通」が母親51.7％、父親55.1％とともに割合が多くなっています。

世帯別の状況別でみると、「困難世帯」の母親では、「大変苦しい」、「苦しい」の割合が多く、いわゆる貧困の連鎖がみられます。

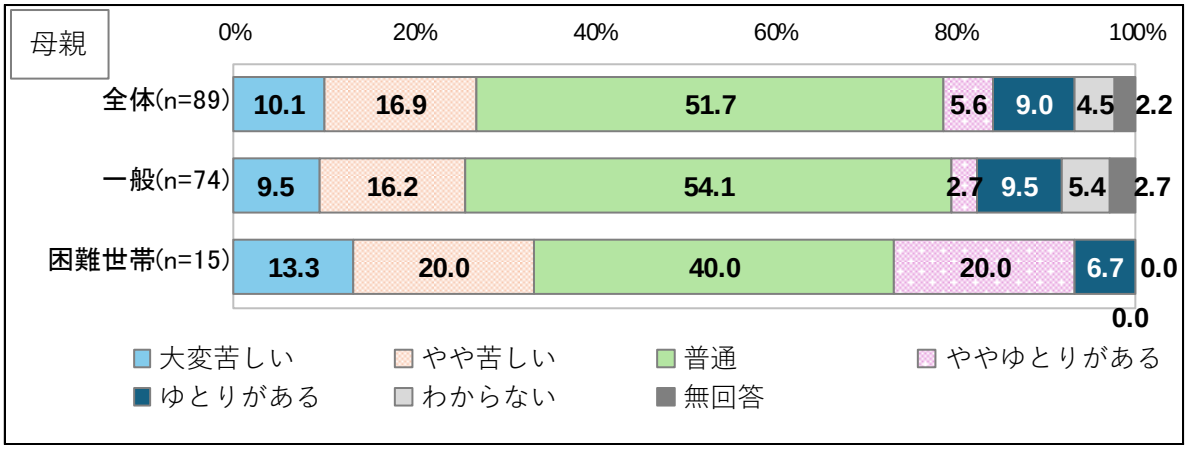

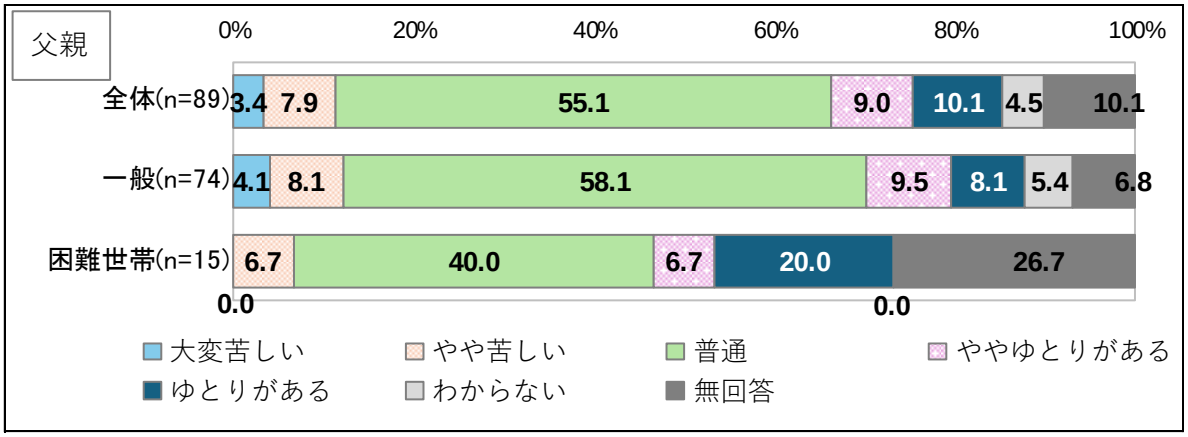
父親
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体(n=89)
3.4
7.9
55.1
9.0
10.1
4.5
10.1
一般(n=74)
4.1
8.1
58.1
9.5
8.1
5.4
6.8
困難世帯(n=15)
6.7
40.0
6.7
20.0
26.7
0.0
0.0
大変苦しい
やや苦しい
普通
ややゆとりがある
ゆとりがある
わからない
無回答

⑤お子さんの健康状態

お子さんの健康状態では、「よい」が69.7%で最も多く、次いで「普通」が18.0%、「まあよい」が10.1%の順となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「あまりよくない」の割合が多くなっています。

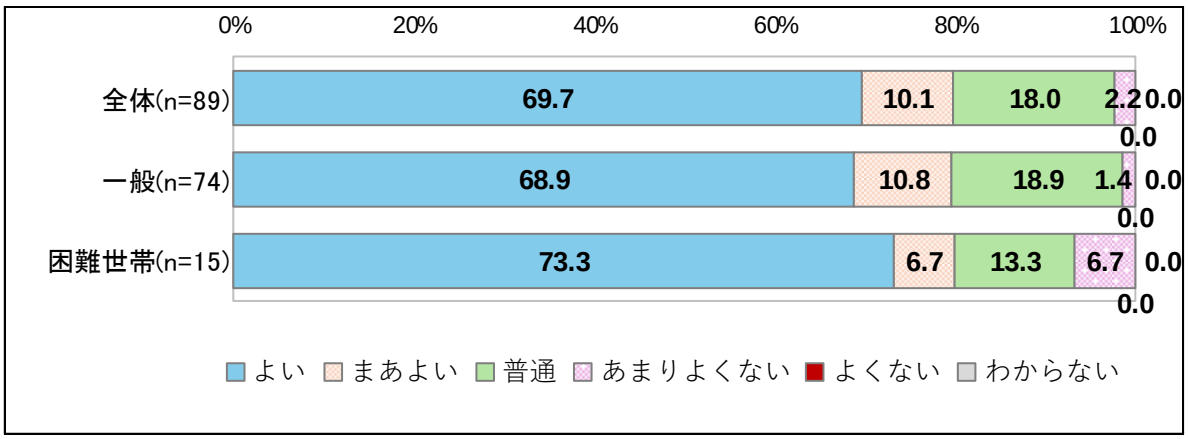

⑥病院などの受診状況

お子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所で受診したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかった経験については、「ある」が6.7%、「ない」が89.9%となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「ある」の割合が多くなっています。

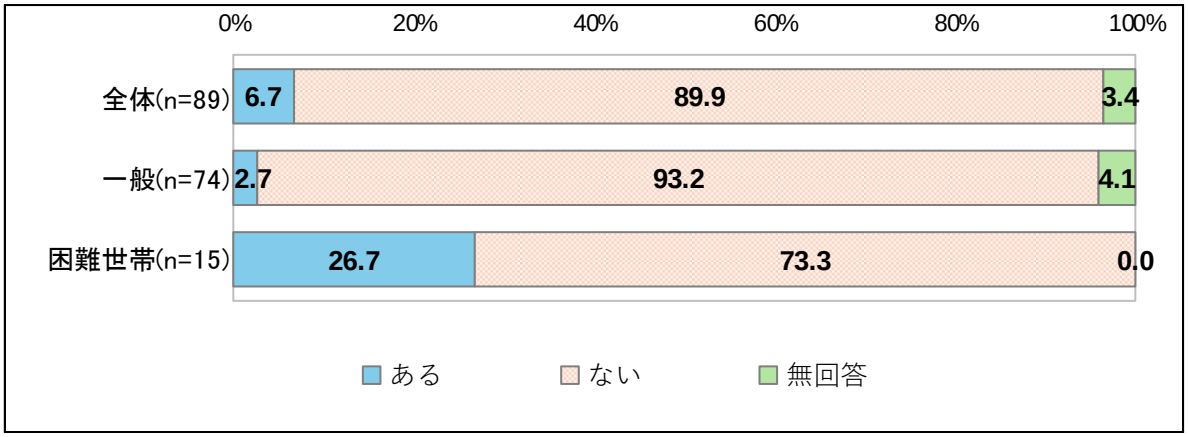

⑦むし歯の有無

お子さんのむし歯の有無では、「ない」が44.9%で最も多く、次いで「あった（治療済み）」が33.7%、「ある」が16.9%の順になっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「ある」の割合が多くなっています。

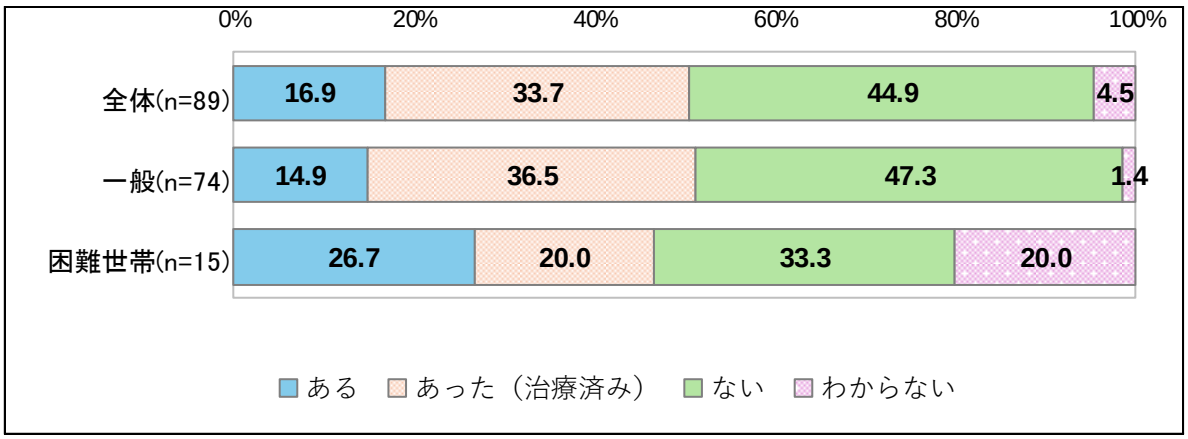

⑧むし歯の治療状況

お子さんのむし歯があると回答した方に、現在のむし歯の治療状況を聞いたところ、「治療中ではない」が 73.3%で最も多く、次いで「治療中」が 26.7%となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「治療中ではない」の割合が多くなっています。

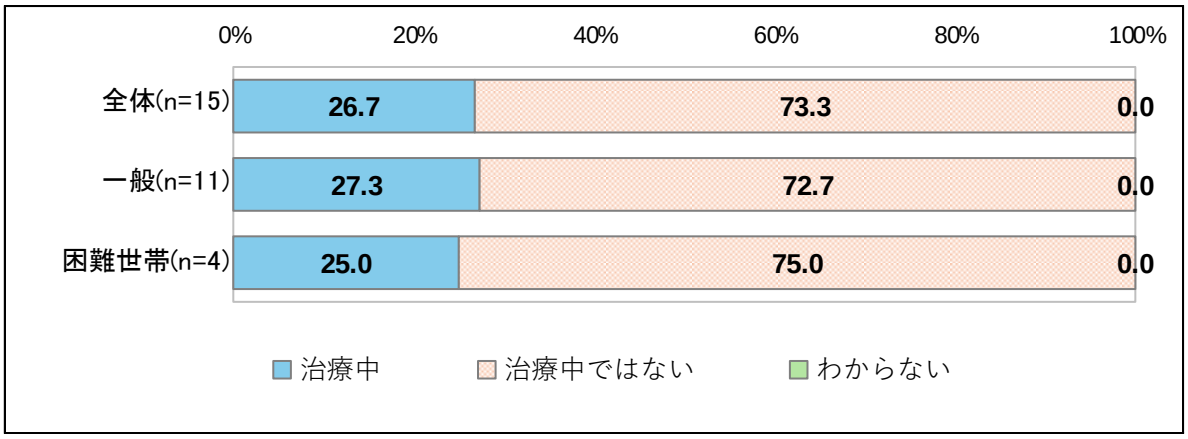

⑨習い事等の状況（複数回答）

現在の習い事の状況では、「部活動・クラブ活動」と「習い事等はしていない」がともに31.5%で最も多く、次いで「絵画・音楽・習字」25.8%の順になっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「習い事等はしていない」の割合が多くなっています。

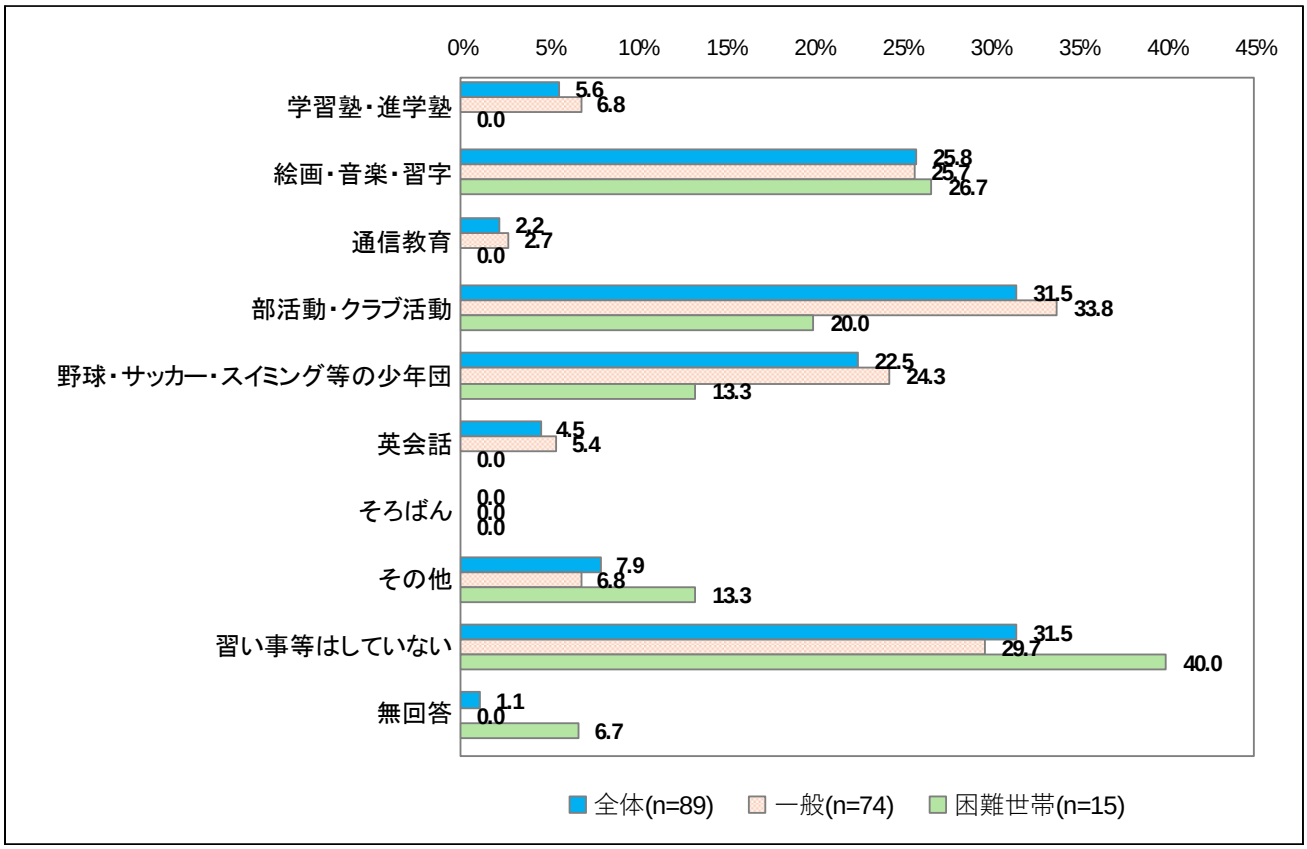

⑩習い事等をしていない理由（複数回答）

習い事等をしていないと回答した方に、その理由を聞いたところ、「子どもが『やりたい』と言わないから」が57.1％で最も多く、次いで「習い事の送迎ができないから」25.0％、「習わせる時間的なゆとりがないから」、「習わせる経済的なゆとりがないから」、「その他の理由」が21.4％となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「習わせる経済的なゆとりがないから」の割合が多くなっています。

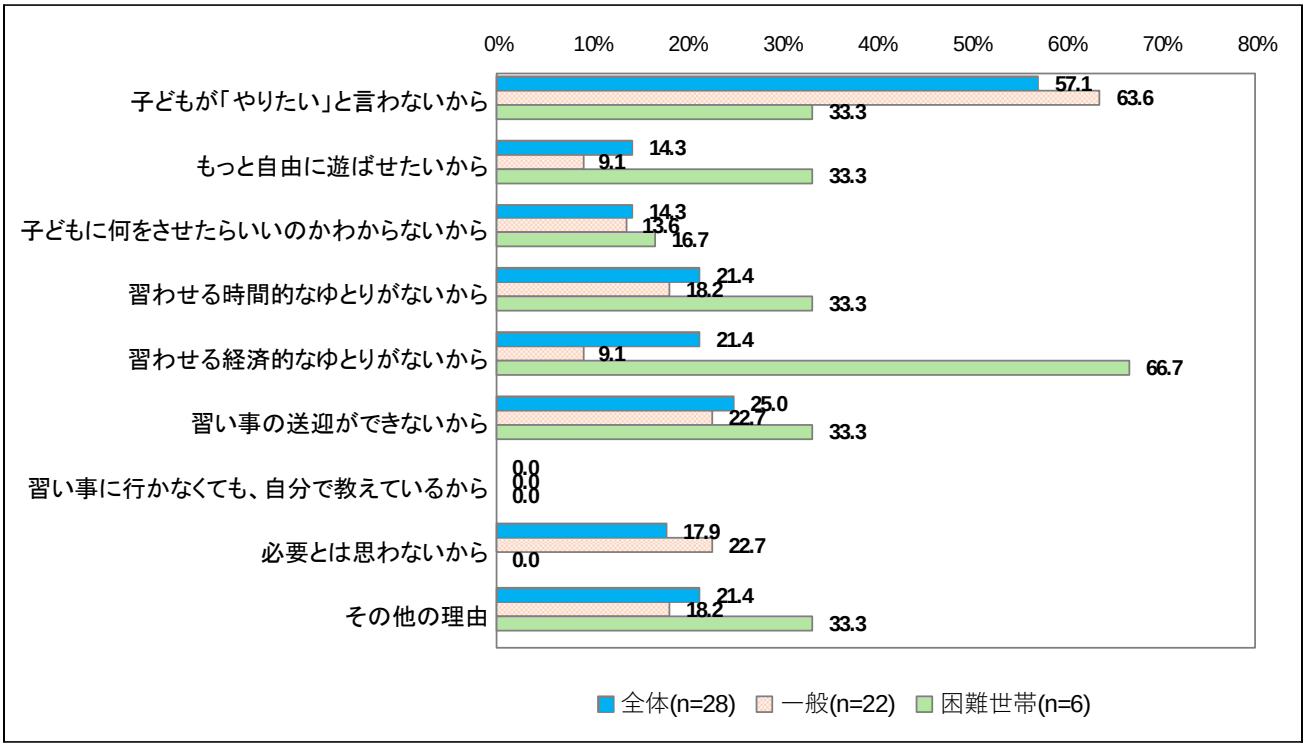

⑪奨学金制度の認知度

奨学金制度の認知度では、「まあ知っている」が58.4%で最も多く、次いで「あまり知らない」が22.5%、「よく知っている」が15.7%の順になっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」では、「あまり知らない」の割合が多くなっています。

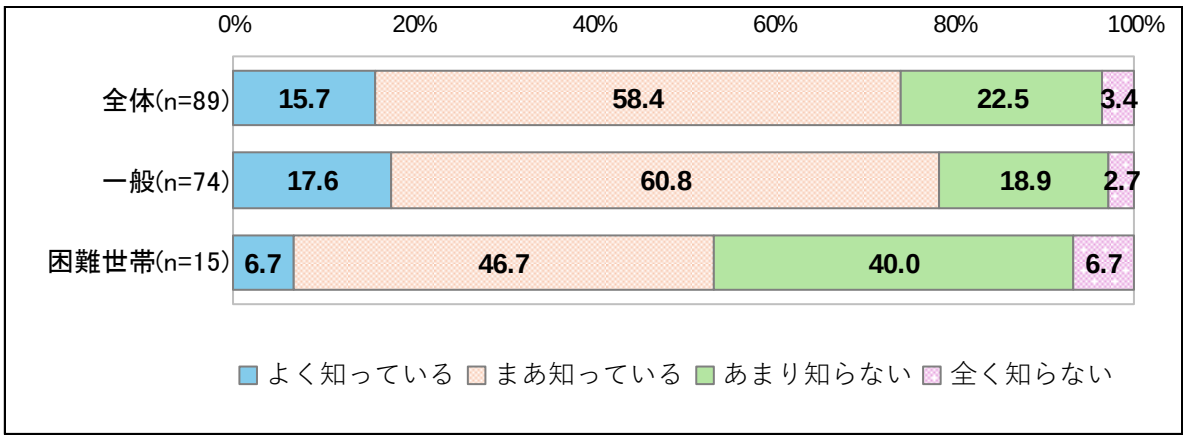

⑫将来の進学の見通し

お子さんの将来の進学の見通しでは、「大学・大学院」が40.4%で最も多く、次いで「わからない」が29.2%、「専門学校」が15.7%の順となっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」で「大学・大学院」、「わからない」の割合が多くなっています。

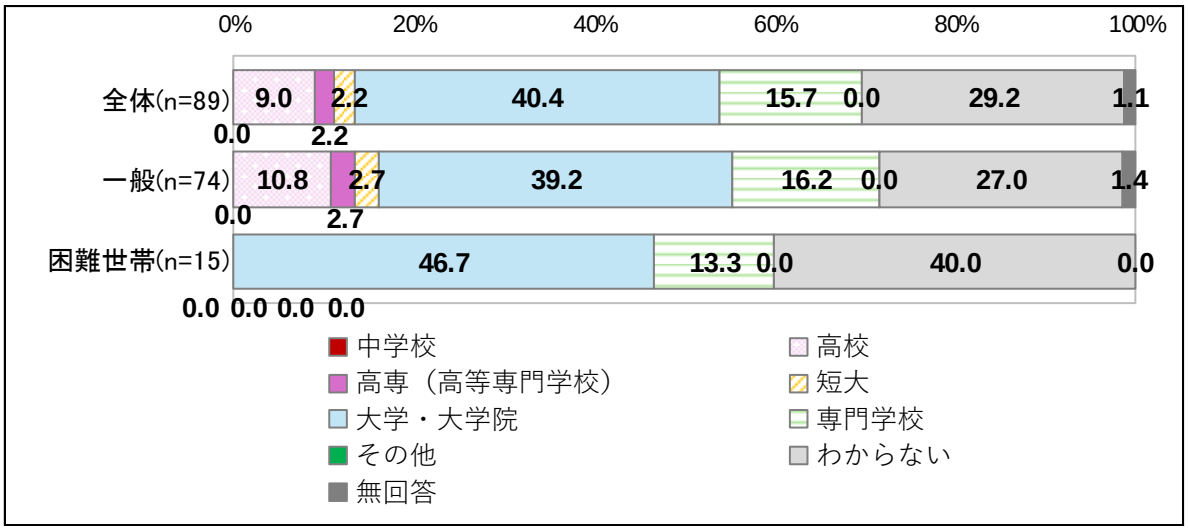

⑬進学の見通しの理由

進学の見通しの理由では、「子どもが希望しているから」が43.8%で最も多く、次いで「学歴は重要だと思うから」が22.5%の順になっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」で「学歴は重要だと思うから」の割合が多くなっています。

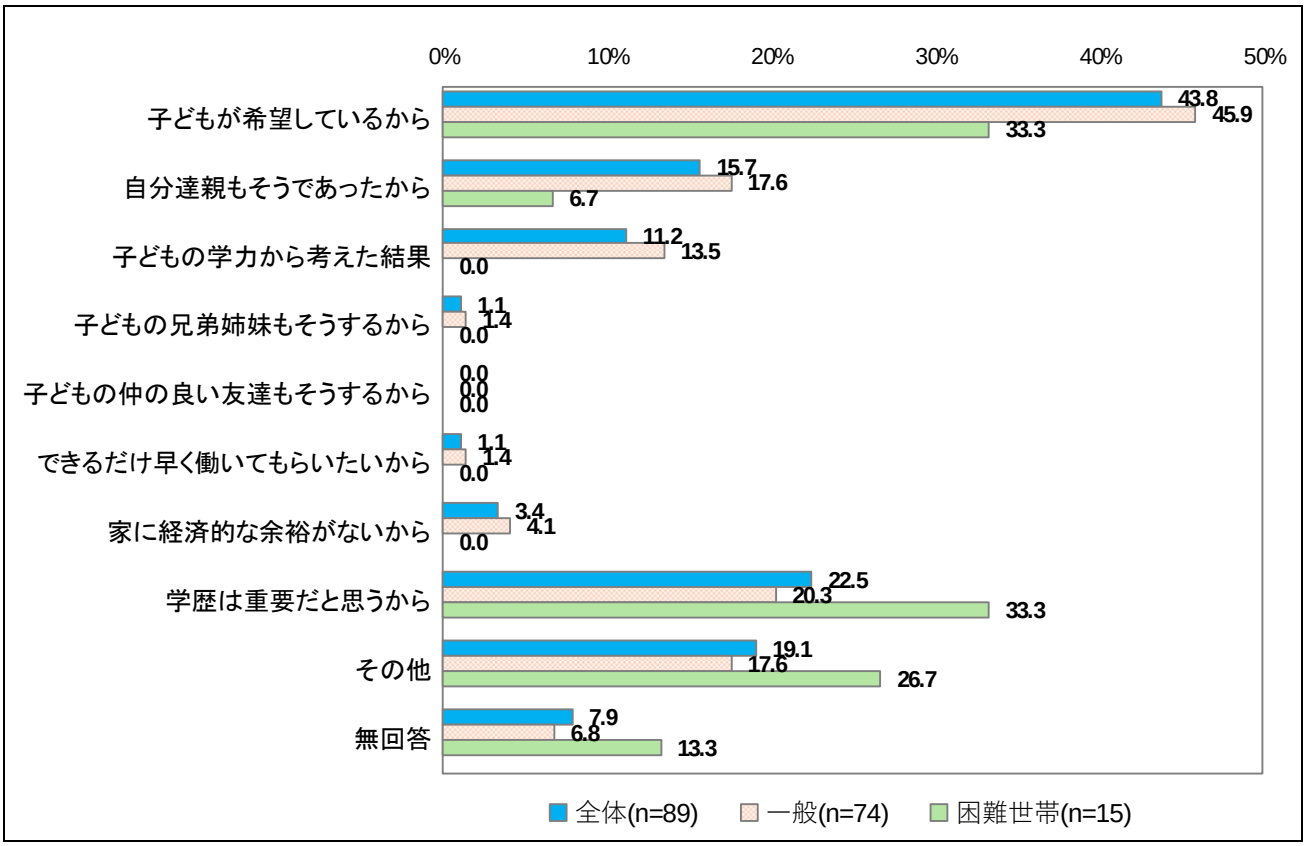

⑭重要だと思う支援策等（複数回答）

現在必要としていること、需要だと思う支援策では、「子どもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」が71.9%で最も多く、次いで「子どもの教育（高校まで）にかかる費用が軽減されること」65.2%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」30.3%の順になっています。

世帯の状況別でみると、「困難世帯」で「子どもの教育（高校まで）にかかる費用が軽減されること」「子どもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」といった経済的支援の割合が多くなっています。

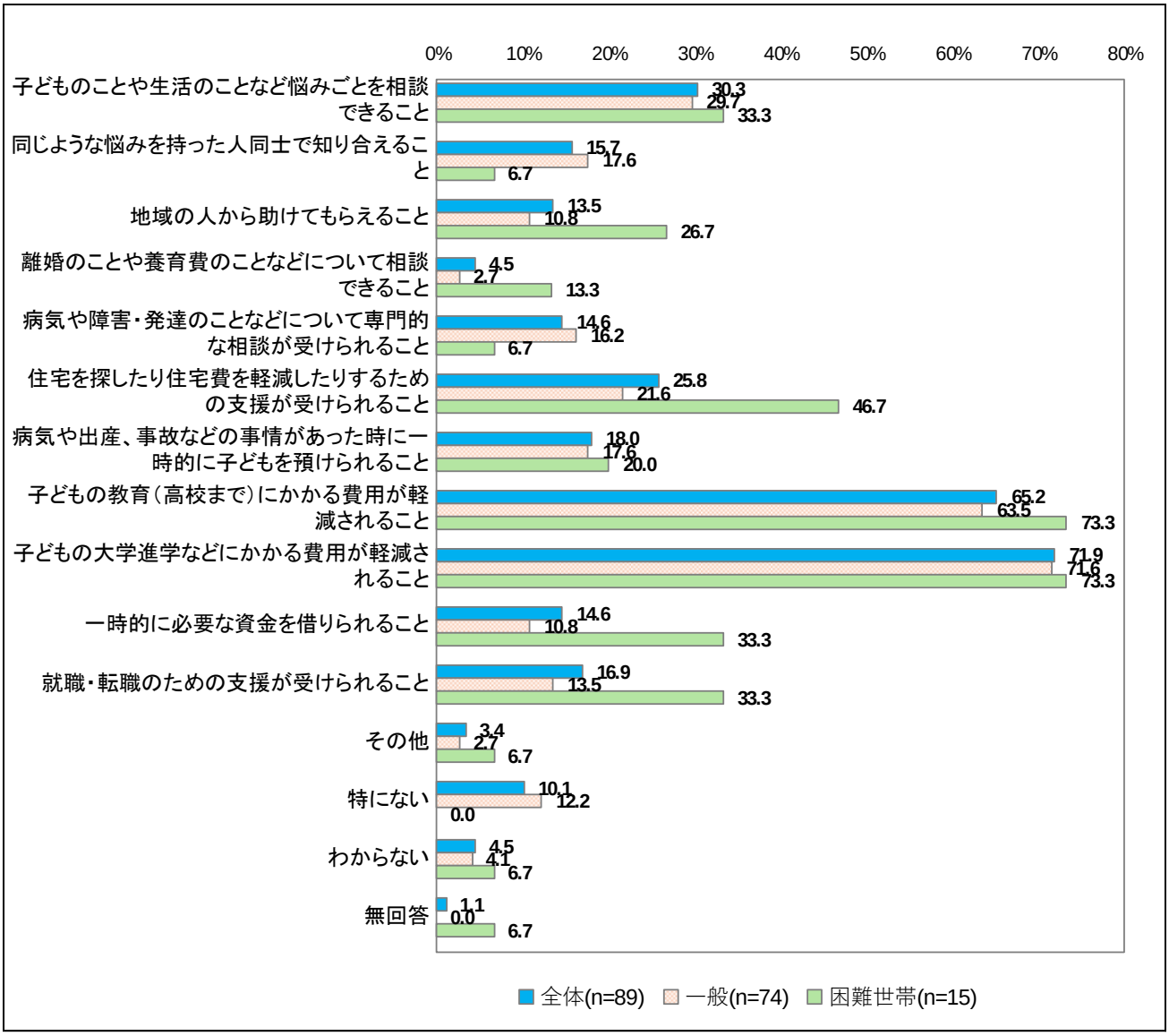

（９）児童・生徒アンケート調査結果

①朝食の摂取状況

朝食の摂取状況では、「毎朝食べる」が「小学生」100.0%、「中・高生」82.6%と、「中・高生」の割合が少なくなっています。

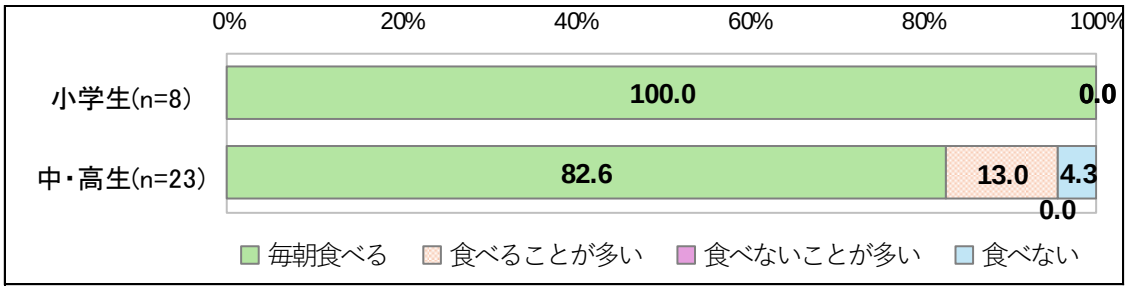

②放課後を一緒に過ごす相手

放課後を一緒に過ごす相手では、「学校の友達」が「小学生」50.0%、「中・高生」43.5%、「家族」が「小学生」25.0%、「中・高生」26.1%となっています。

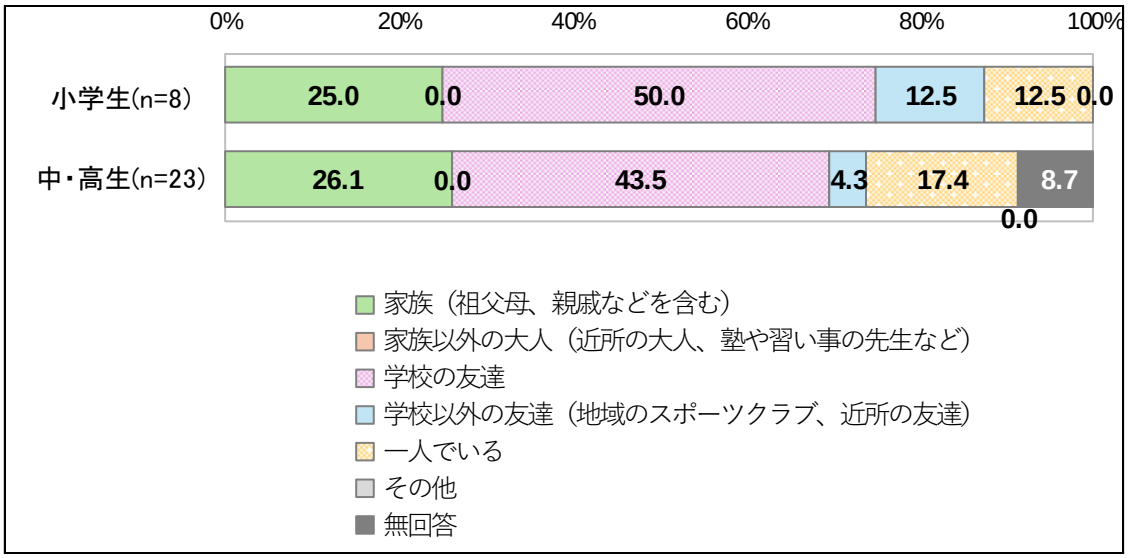

③将来の夢の有無

将来の夢の有無では、「将来の夢がある」が小学生75.0%、中・高生56.5%となっています。

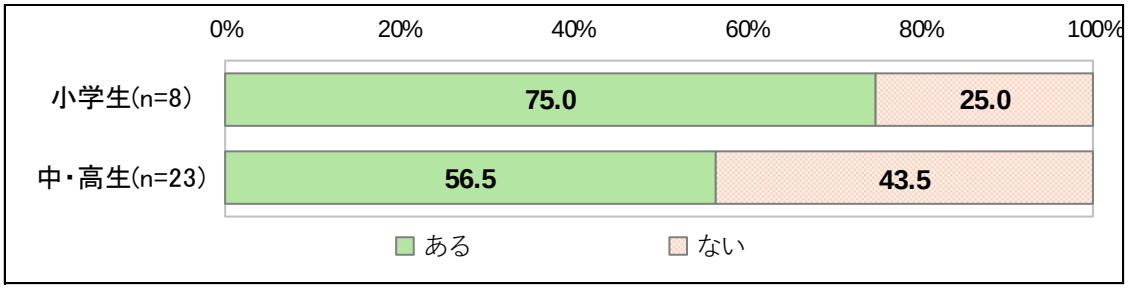

④将来の進学の希望

将来の進学希望では、「大学・大学院」が小学生25.0%、中・高生52.2%となっています。また、「専門学校」は小学生37.5%、中・高生17.4%となっています。

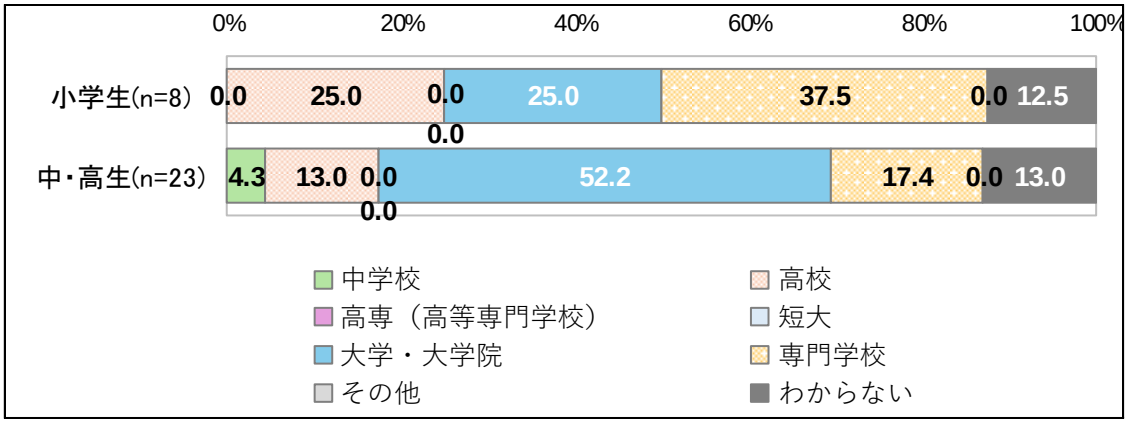

3 支援者ヒアリング調査

（1）調査の目的

安心して子どもを育てるために必要な取組みを検討するにあたり、関係する機関・団体を対象に、貧困家庭の特性や町として必要と考える対策等を伺い、子どもの貧困対策に向けた基礎資料収集を目的としてヒアリング調査を実施しました。

（2）調査対象

○保育所・認定こども園・認可外保育施設	４か所
○小学校及び中学校	５か所
○社会福祉協議会及び母子団体	２か所
○NPO法人	１か所

合計 12 か所

（3）調査方法

ヒアリングシートによる配布・回収調査

（4）調査期間

令和６年7月 16 日（火）～7月 31 日（水）

（5）回収状況

○保育所・認定こども園・認可外保育施設	４か所
○小学校及び中学校	５か所
○社会福祉協議会及び母子団体	２か所
○NPO法人	０か所

合計 11 か所（回収率９１.７％）

（6）調査結果（主な意見）

①生活困窮家庭と思われる子どもや保護者等においては、具体的にどのような困難な状況や特徴、抱えている課題が見られますか。（子どもの状況や特徴、抱えている課題について）

- ○　数週間風呂に入っていない、散髪をしていない
- ○　歯を磨いておらず、そのまま登校する
- ○　登校時間を守れず、時間内に登校できない
- ○　提出物の未提出や遅延が多い
- ○　学校へ登校するための生活リズムができていない（親も含め、家族全体）
- ○　学習や登校への意欲が低い
- ○　破れた衣類を身に着けている、靴下を履かないで登校する

②生活困窮家庭と思われる保護者の状況や特徴、抱えている課題が見られますか。（保護者の状況や特徴、抱えている課題について）

- ○　母子家庭、収入が不安定
- ○　季節的な労働や子どもの体調不良等で仕事を休むことになり、収入が途絶えてしまう
- ○　経済的な事
- ○　家庭内が安定していないため、子どもに十分関わることができず、低学年時から高学年や中学生になってしまう
- ○　理由なく欠席することが当たり前となっている
- ○　親が病気を患っていて、子どものことを見ることができない
- ○　月に一回の保護者会を休むことが多い

③生活困窮家庭と思われる子どもや保護者等に対して、現在、どのような関わり方や支援を行っていますか。

- ○　経済的支援、生理用品の提供、関係機関（食事支援）の紹介
- ○　いつでも相談できるような体制づくり
- ○　相談対応、関係機関の紹介（奨学金案内、支援）
- ○　個別の学習支援や家庭での学習の支援やフォロー、指導に関わる職員（支援員、介護員など）の人員の確保、家庭訪問、保護者面談などの対応等、日常的にきめ細かく行っている
- ○　登校できた時にあたたかく受け入れる
- ○　授業料の支援制度
- ○　支払いに対しての相談対応を行っている。

④生活困窮家庭と思われる子どもや保護者等への関わりや支援を行う中で、困っていることや課題はどのようなことですか。

- ○　保護者の危機感が薄く、支援の受入れも拒否的
- ○　知られたくないという部分があるようで、あまり表面には出さない
- ○　奨学金等の支援制度がわかりづらい。色々な企業の奨学金制度を紹介するが、書類に苦手意識を持っている
- ○　子どもには直接指導することはできるが、家庭内での指導や保護者からの継続的な指導や支援が得られない傾向がある
- ○　授業料の滞納、他支払いが滞ること

⑤現在、どのような機関等と、どのように連携することがありますか。また、連携にあたり課題はありますか。

- ○　いぶりサポートセンター：食料の斡旋等
- ○　豊浦町教育委員会学校力向上アドバイザーや、やまびこ保健師の方に情報を提供
- ○　豊浦町の総合保健福祉施設の保健センターや町民課と密に連絡を取り、定期的な確認や気になる家庭の情報交換や相談を行っている
- ○　北海道母子寡婦福祉連合会、母子家庭等就業・自立センター
- ○　学校のため、幼稚園や保育園、中学校との日常的な連携を行っている
- ○　教育委員会や病院などの関係機関とも日常的・定期的に連携を図っている
- ○　医療機関や保健師などとの協力や理解も必要
- ○　保護者とスクールソーシャルワーカーの面談を実施予定
- ○　胆振振興局、豊浦国保病院
- ○　学校現場では、教員は５・６年で異動することが多く、管理職に至っては２・３年で異動することが多いため、児童や家庭環境などがうまく引き継がれていない
- ○　産後ケア業務での情報共有

⑥現在、抱えている課題等に対して、どのような支援が必要・重要だとお考えですか。

- ○　安定した収入を得るための就労支援
- ○　保護者のうつなどの病気に対しての対応
- ○　子どもの年齢が上がるにつれ、色々な欲求が出てくるので、友人と比べてショックを受け、自己肯定感・学習意欲が低くなることが心配
- ○　相談対応、就労支援、関係機関との連携
- ○　子どもと保護者の両面での支援が必要
- ○　経済面での支援やサポートだけでなく、保護者や家庭を支援する体制や人員が必要
- ○　保護者が就労する
- ○　経済的な支援や関係機関との連携につながっていくこと
- ○　日常生活の問題を親戚や身内以外の第三者の方と話したり、相談したりすること
- ○　公的機関へのつなぎ、気になる子への適切なサポート

⑦子どもの貧困やその対策等について、ご意見等はありますか。

- ○　学校の教育活動で、公費化できるものを推進する
- ○　学校外の子どもの居場所を用意する
- ○　コミュニティバスなど無料移動手段の強化
- ○　高校大学の就学費用補助
- ○　web による学習相談事業
- ○　学習生活に係る電化製品の無料もしくは低料金レンタル
- ○　柔軟な相談体制の用意
- ○　町内でバーベキュー大会や、さくらんぼ狩り等の楽しい経験の機会を作り無料参加や、バザーをするなどの支援
- ○　親が病気等で入院した時の子どもの預け先の確保
- ○　就労についてのサポート。ＳＮＳや紙媒体だけでなく、直接人から教えてもらったり、聞いたりすることが大切（説明会やセミナーでは、人の目があり、決められた日時に集まるのが困難な人がいる）
- ○　地域との連携
- ○　支援が必要な場合は情報共有
- ○　義務教育活動への補助や、子どもの長期休業中（夏休み・冬休み）の衣食に対する補助・観察・保護などが必要なケースがみられる。

4 取り組みの方向性

（１）将来像

当町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

また、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現を理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

（２）基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の４つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じた切れ目のない施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

１　教育の支援
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響を及ぼすことにより、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。
２　健康・生活への支援
すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、さまざまな生活習慣や未来を築く力を養うとともに、子どもたちが自分の居場所と思えるような「子どもの居場所」の整備と、子どもや保護者の健康への支援の充実に努めます。
３　経済的支援
さまざまな事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。
４　相談支援体制の取り組み
貧困対策を行う上で重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、早期に把握することにより、各種の支援につなげていくことが重要であることから、すべての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。

5 取り組みの内容

（１）教育の支援

①学校教育の充実

事業名	具体的な内容	担当課
学習支援員の配置	学力向上を図るために学習支援員を配置し、きめ細やかな指導を行うとともに、基礎、基本の定着を図ります。	生涯学習課

②幼児教育・保育における教育支援

事業名	具体的な内容	担当課
公民館講座子育て支援講座	子育て世代の保護者を対象に、子育てにかかわるものや生活にかかわる講座の開催をします。	生涯学習課

③地域の人材を生かした学びの場づくり

事業名	具体的な内容	担当課
放課後子供教室	子どもたちの放課後活動を充実させるために、地域の人材や環境を活用した事業を開催します。	生涯学習課

（２）健康・生活への支援

①子どもたちの居場所づくり

事業名	具体的な内容	担当課
【再掲】 放課後子供教室	子どもたちの放課後活動を充実させるために、地域の人材や環境を活用した事業を開催します。	生涯学習課
ジュニアスポーツ教室	子どもたちに体を動かすことの楽しさや、仲間と協力することの大切さ、達成感を感じられる活動の機会を設けます。	生涯学習課
スポーツ少年団育成事業	競技スポーツ活動を主とした少年団の活動を助長し、育成指導者の人材確保を図ることにより、少年団活動及び指導活動を促進します。	生涯学習課

②子どもの健康・生活への支援

事業名	具体的な内容	担当課
【再掲】 ジュニアスポーツ教室	子どもたちに体を動かすことの楽しさや、仲間と協力することの大切さ、達成感を感じられる活動の機会を設けます。	生涯学習課
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊産婦健康診査、新生児等への訪問指導、乳幼児健康診査等の母子保健施策の取り組みを推進します。また、発育・発達に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。	総合保健福祉施設

③保護者の健康・生活への支援

事業名	具体的な内容	担当課
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師、管理栄養士による訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安の解消に努めます。	総合保健福祉施設
養育支援訪問による保護者への支援	さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対し、訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、育児支援を実施します。	総合保健福祉施設
就学援助事業	経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給付型就学援助費を支給します。	生涯学習課

（３）経済的支援

①生活を支える経済的な支援

事業名	具体的な内容	担当課
生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的として、生活困窮の方への適切な支援に向けて、決定権者である北海道と連携し、迅速な対応を行います。	総合保健福祉施設
保育料及び食材費の無償化	令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の対象とならない0～2歳までの課税世帯の保育料と、実費徴収となった3歳以上の副食費等の食材量費を全額無償とし、保護者の負担軽減を図ります。	町民課
認可外保育施設等利用料助成事業	町内に住所を有し、保育を必要とする児童が認可外保育施設等に入所している児童の保護者に対し、保育に要する経費（幼児教育・保育の無償化の対象となる場合はその上限額を超えた額、0～2歳の税世帯等の無料化の対象外の場合は全額）を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	町民課
通学費等補助事業	町内に住所を有し、定期券を利用し通学する高校生またはその保護者に対し、購入した定期券の1/2を補助し、負担軽減を図ります。	町民課
学校給食費負担軽減給付事業	町内の小中学校に通学する児童の保護者を対象に、給食費の全額を助成し、負担軽減を図ります。	町民課
医療助成事業（重度・ひとり親・乳幼児）	高校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	町民課
不妊治療費助成事業	保険適用される一般不妊治療（人工授精等）・生殖補助医療（体外受精および顕微授精）にかかる治療費の自己負担分を助成します。また、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進不妊治療にかかる治療費の一部と交通費を助成します。	総合保健福祉施設

予防接種費用助成事業（インフルエンザ・おたふくかぜ）	インフルエンザについて、小学生以下は年2回、中学生から高校生までは年1回の予防接種費用の全額、おたふくかぜについては、1歳から就学前までの予防接種費用の全額の助成を行います。	総合保健福祉施設
初回産科受診費助成事業	低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料を全額助成し、必要な支援につなげます。	総合保健福祉施設
妊産婦健康診査	妊産婦と胎児の健康を守るため、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票、産婦健康診査受診票を交付します。	総合保健福祉施設
妊産婦安心出産支援事業	分娩可能な産科医療機関までの、健康診査・出産時にかかる交通費および健康診査費用などとして給付金を支給します。	総合保健福祉施設
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、面談等を通じて相談に応じるとともに、給付金を支給し経済的支援を行います。	総合保健福祉施設
【再掲】 就学援助事業	経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給付型就学援助費を支給します。	生涯学習課

（４）相談支援体制の取り組み

①相談体制の整備・充実

事業名	具体的な内容	担当課
生活困窮に関する相談	生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に関するあらゆる相談の一次窓口として応じるとともに、困窮課題に応じて関係機関と連携し、支援を行います。	総合保健福祉施設
子育てに関する情報のガイドブックの作成	子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく作成し、ホームページや冊子によりお知らせします。	町民課

第7章　計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯に対する支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

当町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、本計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、本計画の推進により、さまざまな行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに関する大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

そのため、企業・職場自体が、職場環境を整備する努力とともに、働く人が認識を深めることが大切となります。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

（１）市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援することが重要となります。

特に、教育・保育施設である認定こども園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

（２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情と、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検･評価

当町では、町民課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「豊浦町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 豊浦町子ども･子育て支援会議設置要綱

○豊浦町子ども・子育て支援会議設置要綱

平成25年10月1日
訓令第18号
改正 平成30年9月12日訓令第53号
令和元年10月28日訓令第22号

（趣旨）

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、豊浦町子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

(1) 豊浦町子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(3) 豊浦町次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（令元訓令22・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことがない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、町民課及び生涯学習課において行う。

（平30訓令53・一部改正）

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

（豊浦町子育て支援推進委員会設置要綱の廃止）

2 豊浦町子育て支援推進委員会設置要綱(平成17年11月1日要綱第8号)は廃止する。

附 則(平成30年9月12日訓令第53号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月28日訓令第22号)

この訓令は、令和元年11月7日から施行する。

2 豊浦町子ども･子育て支援会議委員

区　　分		所属・職名	委　　員	備　考
⑴子どもの保護者	幼児保護者代表		ほそき　かつよし 細　木　克　悦	
	小学校保護者代表	豊浦小学校 ＰＴＡ会長	いりふね　かつとし 入　船　克　敏	
	公募委員		あらい しげみち 荒 井 成 道	
⑵子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小中学校代表	豊浦町校長会代表 （豊浦中学校長）	よこた　しんや 横　田　慎　也	
	保育施設代表	認定こども園青空園長	はやし たかき 林　喬 毅	
	保健師代表	やまびこ保健師	さいとう まさこ 斉 藤 昌 子	
⑶子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	学識経験者	シュタイナー学園いずみの学校校長	よねなが ひろし 米 永 宏 史	
	民生委員児童委員協議会代表	主任児童委員	にしかわ わかこ 西 川 和佳子	
	母子会代表	睦会会長	くまさか ひでこ 熊 坂 秀 子	
⑷その他町長が必要と認める者				

3 策定の経過

年　月　日	内　　容	備　　考
令和6年3月25日	第1回子ども・子育て支援会議の開催	（1）大岸保育所の利用定員変更について （2）第３期子ども・子育て支援事業計画のスケジュールについて （3）児童福祉法改正に伴うこども家庭センターの設置について
令和6年5月22日	第1回子ども・子育て支援会議の開催	（1）会長・副会長の選出について （2）第３期子ども・子育て支援事業計画について ①子ども子育て支援事業計画に関して ②計画策定スケジュールについて ③アンケート調査について
令和6年6月	子育て支援に関するアンケート調査の実施	・小学6年生以下の子どもがいる世帯164世帯に配布。59世帯分を回収(回収率は36.0%)
令和6年6月	子どもの生活実態調査の実施	・高校３年生以下の子どものいる全世帯の保護者(233 人)および小学５年生、中学２年生、高校２年生までの子ども(年長者)64 人、合計 297 人に配布。120 人分回収。(回収率は 40.4%)
令和6年7月	子どもの貧困対策に関する支援者ヒアリング調査	・小中学校、保育所等、社会福祉協議会、NPO団体等12団体に実施し、11団体回収（回収率は91.7%）
令和6年10月30日	第2回子ども・子育て支援会議の開催	（1）第3期子ども・子育て支援事業計画について ①アンケート調査の結果について ②第2期事業計画の評価について ③量の見込みと確保方策について
令和7年2月10日	第3回子ども・子育て支援会議の開催	（1）第3期子ども・子育て支援事業計画素案について

４ 用語解説

【あ行】

■ 預かり保育

幼稚園で通常の教育時間とは別に、その前後などに行う保育事業。

■ 育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は２歳）になるまで休業できる制度のこと。休業のほか、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限の制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■ ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で様々な人々と交流できるサービスの総称。

■ ＮＰＯ（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・ＮＰＯ法人）

ＮＰＯとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でＮＰＯ法人という。

【か行】

■ 核家族

夫婦とその子どもだけから成る「夫婦のみ」、「夫婦と子ども」、「父親又は母親と子ども」の世帯のこと。

■ 子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」をいい、満 18 歳未満の者をいう。

■ こども家庭センター

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う。

■ こども家庭庁

令和５年４月１日に発足した、こども政策の司令塔となる新たな行政機関のこと。

■ こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行された。

■ 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づいて設置された附属機関のこと。

■ 子ども・子育て関連３法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■ 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■ 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

■ こども大綱

これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

■ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備することを目的に、０歳６か月から３歳未満の未就園児（保育所等に通っていないこども）が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などを問わず、保育所等を利用できる制度。

■ こどもまんなか社会

こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会のこと。

【さ行】

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■ 児童相談所

児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査・診断・判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、こどもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

■ スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門家のこと。

【た行】

■ 待機児童

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない子どものうち、入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた子どもの数。

■ 地域型保育事業

おおむね 19 人以下の少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■ 地域子育て支援拠点事業

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■ 特定妊婦

出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

■ ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス

夫婦関係、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■ ニート

就学・就労・職業訓練のいずれにも就いてない、就こうとしない 15～34 歳までの若者のこと。

■ 認定こども園

保育園及び幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。３歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

■ ネグレクト

子どもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険について重大な不注意を犯すこと。

【は行】

■ パブリックコメント

市や町の機関が政策等の案を広く公表して市民や町民の皆様から意見を募集し、その意見を参考にして政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度。

■ 保育園

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

■ 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【や行】

■ ヤングケアラー

病気や障がいのある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

■ 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月に開始された、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する３歳から５歳までのすべての子ども、住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子どもの利用料が無償になる国の制度。

■ 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■ 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うことを目的として実施するもの。

■ 労働人口

生産年齢人口（15～64 歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探しており、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ ライフステージ

人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。